

# 第1回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校 開校推進協議会 議事要録

## ● 日時・場所・参加者

- (1) 日時：平成29年6月29日（木）午後7時00分～午後8時41分
- (2) 場所：神谷ふれあい館第1ホール
- (3) 出席者：協議会委員30人 傍聴人：20人

## 1 北区教育委員会教育長挨拶

## 2 委嘱状交付（席上配付）

## 3 委員自己紹介

## 4 協議会の運営について

- (1) 「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱」について、事務局から説明があった。
- (2) 「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会傍聴規程」について事務局から説明があった。
- (3) 委員の互選により、座長には筑波大学教授の藤井委員を、副座長には法政大学教授の杉崎委員を選出した。
- (4) 結果等の周知について、事務局から説明があり、以下のとおり決定した。
  - ・協議会の開催ごとに協議会だよりを発行し、町会・自治会の回覧板、掲示板によりお知らせする。また、サブファミリー内の小中学校の児童及び生徒を通じて、全保護者へ配付するとともに、サブファミリー内の幼稚園、保育園及び児童館へ掲示を依頼する。
  - ・協議会議事要録を作成し、協議会だより及び協議会資料とあわせて、サブファミリー内の地域振興室等で閲覧ができるようにする。
  - ・協議会だより及び協議会議事要録は北区ホームページへ掲載する。

## 5 「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」について

野尻教育政策課長から説明があり質疑が行われた。  
(説明及び質疑応答の内容は、次ページを参照)

## 6 全体構想の協議方法について

野尻教育政策課長から説明があり質疑が行われた。  
(説明及び質疑応答の内容は、次ページを参照)

## 7 今後のスケジュールについて

野尻教育政策課長から説明があり質疑が行われた。  
(説明及び質疑応答の内容は、次ページを参照)

## 8 その他

### ●説明及び質疑応答

委員 会議の進め方についてご質問するんですが、基本方針ということが話題になっておりますが、基本方針に沿ってのみの協議なわけですか。あるいは、そぐわないような意見も、自由な意見として発出していいのかということ、確認だけさせていただきます。

事務局 今回、皆様に行っていただく協議でございますが、基本方針を踏まえて行っていただくこととなります。意見は自由にさせていただきたいと思っておりますので、基本方針と違った意見につきましても、事務局といたしまして、真摯に受けとめて、対応させていただきたいというふうに考えております。

#### 5 「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」について 説明 6 全体構想の協議方法について 説明

事務局 それでは、「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」について、ご説明を申し上げます。資料5でございます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと存じます。第1部では基本方針を記載し、5ページ以降の第2部で基本方針の考え方を記載しております。初めに、第2部の施設一体型小中一貫校設置基本方針の考え方のうち、小中一貫教育の経過等からご説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

(1) 北区における小中一貫教育の経過です。北区における小中一貫教育は、北区学校ファミリー構想の取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、一つの中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本に、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」を推進してきました。その経過は、第1段階としまして、平成19年から20年度に小中一貫教育に関する基本的考え方についての検討組織を設置し、平成20年11月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定しました。国の動向を少しつけ加えてご説明させていただきますと、文科省は、平成20年に「教育課程特例校制度」を創設しまして、文科大臣の指

定を受けることで、教育課程の基準によらず柔軟な小中一貫教育の実施を可能としたことから、小中一貫教育を実施する学校が全国的に拡大してきました。

基本方針、5ページに戻りまして、次に第2段階としまして、平成20年から23年度において、神谷中サブファミリーを含む四つのサブファミリーでモデル事業を実施し、その成果を踏まえ、平成24年2月に「北区小中一貫教育実施方策策定基準」をまとめました。そして、これに基づき、第3段階としまして、平成24年度から小中一貫教育を全校で実施、推進しています。また、モデル事業と並行しまして、小中一貫教育カリキュラムの作成を進め、平成22年度には小学校のカリキュラムを、翌平成23年度には中学校のカリキュラムを作成し、平成24年度における見直し、修正作業を経て、最終的に平成25年7月に「北区小中一貫教育カリキュラム」としてまとめ、全教員に配付をいたしました。

6ページをごらんください。

(2) 北区における小中一貫教育の検証です。平成26年度北区小中一貫教育検証委員会において、北区における小中一貫教育のこれまでの取り組みについて検証しました。全体として、北区における小中一貫教育は、着実に前進しているものと判断でき、今後、さらなる充実と発展を図るためには、直面している諸課題にしっかりと対応するとともに、国や社会の動向などにも十分配慮すると。そして、以下の三つの視点をもって取り組みを進めていくべきと整理されました。

視点1で、就学前教育から中学卒業後の子どもたちを見据えた小中一貫教育を、保護者や地域住民と一体となって推進する、視点2では、小中一貫教育の推進に向けて教職員等が十分に能力を発揮できる環境を整える、そして、視点3として、小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置すると示されました。

また、ここで国の動向を若干紹介させていただきますと、平成26年7月3日に示されました国の教育再生実行会議の第5次答申「今後の学生等のあり方について」には、国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校を制度化し、柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにするとあります。また、文科省は、平成26年5月に、全都道府県、全市区町村及び小中一貫教育を実施している全国の公立小中学校を対象に、小中一貫教育等についての実態調査を行いました。9月にその結果を中央教育審議会の特別部会に報告、公表していますので、一部ご紹介させていただきますと、小中一貫教育の実施によって「大きな成果が認められる」が10%、「成果が認められる」が77%、合わせますと87%が小中一貫教育の成果があったと評価しています。報告されております具体的な成果としましては、学習指導上の成果として、各種学力調査の結果の向上、学習意欲の向上、学習習慣の定着等でございます。また、生徒指導上の成果としましては、中1ギャップの緩和、不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少等が挙げられております。これらの成果については、小中一貫教育の実施による小・中学校段階の接続の円滑化、9年間を通した一貫性・継続性のある指導、異学年交流の大幅な増加と、それらを通した教職員の意識の改革が相互に影響し合っているものであると分析をしております。

基本方針に戻りまして、次に(3)の北区における小中一貫校設置の検討

でございます。

北区小中一貫教育検証委員会報告書を踏まえまして、北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役となる施設一体型小中一貫校の設置について検討を行い、以下の五つの視点から基本的な考え方を整理いたしました。

1点目が施設一体型小中一貫校の位置づけについて、2点目が施設一体型小中一貫校の教育について、3点目が施設一体型小中一貫校の運営について、4点目が施設一体型小中一貫校の施設について、5点目が施設一体型小中一貫校の設置に向けてでございます。各委員の皆様には、次回以降、これらについて協議をしていただく項目とも重なっております。7ページをごらんください。北区における小中一貫校配置の検討でございます。

北区における施設一体型小中一貫校の設置について、対象校の選定等の具体的な検討を行うため、平成28年4月に北区小中一貫校配置検討委員会を設置し、同年11月に「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」を作成し、「北区立小・中学校改築改修計画」において、いまだ改築計画の定められていない中学校3校、具体的には堀船中学校、神谷中学校、飛鳥中学校の3校を候補校として、サブファミリー内の小学校との関係を考慮に入れた上で、設置についての比較検討を行いました。

四つの項目により比較検討を行い、その内容をまとめたものでございますが、その選定に当たっての基本的な考え方として、四つ掲げております。

1点目が、施設一体型小中一貫校の位置づけは、北区全体の小中一貫教育の牽引的役割を担う施設一体型小中一貫校として設置すること。2点目が、通学区域は指定校制度を堅持するとともに、必要に応じて一定程度の通学区域の見直しを行うこと。3点目が、学校ファミリー構想のもと、サブファミリーを構成する小学校と中学校を施設一体型小中一貫校として一つにまとめること。4点目が、施設一体型小中一貫校は、一定の学校規模を確保すること。これらを前提に、今後改築が見込まれる学校を対象とすること。以上4点を基本的な考えにして、比較検討を行いました。

比較検討項目のうちの地域との関係性においては、当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、施設一体型小中一貫校として一つにまとまった場合でも、現在19ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず1校は小学校が残ること。その結果、神谷中サブファミリーと飛鳥中サブファミリーは課題なしということになります。

比較検討項目2の児童数・生徒数の推移においては、将来的な児童数・生徒数の増加が見込まれ、今後の小・中学校の施設や設備について、改修・改善等の必要性が高いことということで、結果としまして、神谷中サブファミリーと飛鳥中サブファミリーは課題なしとなりました。

8ページをごらんください。

比較検討項目3の通学距離においては、小学生の通学距離の基準である1キロをカバーしており、児童の通学に与える影響が少ないこと。結果としまして、神谷中サブファミリーと飛鳥中サブファミリーは課題なしとなりました。

比較検討項目4の校地面積の確保におきましては、周辺の公共施設を学校敷地として一体的に活用することができれば、施設一体型小中一貫校の設

置に望ましい敷地面積が確保できること。結果といたしまして、神谷中サブファミリーが課題なしとなっております。

以上、各項目の検討結果を総合的に判断いたしまして、神谷中学校サブファミリーにおいて、施設一体型小中一貫校を設置することが最も適切であるといたしました。

1 ページにお戻りいただきたいと存じます。「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」でございます。

基本方針は、北区における小中一貫教育のさらなる充実を図るため、設置する施設一体型小中一貫校の基本となる考え方を明確化するもので、10項目にまとめてあります。

1 の設置方法及び学校としての位置づけです。施設一体型小中一貫校は、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を、学校教育法第1条に定める一つの義務教育学校として設置いたします。

2 の設置の目的ですが、施設一体型小中一貫校は、児童・生徒が、義務教育9年間を一貫した教育目標と教育環境のもとで学ぶことのできる学校教育を実施します。児童・生徒一人一人の発達段階に応じた切れ目のない学習指導と生活指導を行うとともに、施設一体型の利点を生かしまして、学校教育における新たな取り組みにチャレンジし、教育内容のより一層の充実と北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校を目指します。そして、新たな取り組みで得られた成果を他の区立小中学校に発信してまいります。また、他のサブファミリーにおいても実施可能な取り組み方法等を検討し、北区全体の小中一貫教育のさらなる充実・発展を図り、北区の子どもたちの健やかな成長を実現するために設置するものでございます。

3 の設置場所でございます。施設一体型小中一貫校の学校施設は、現在の神谷中学校、神谷小学校、神谷公園、神谷体育館が所在する土地に新築することとし、これにあわせて、現神谷中学校敷地北側部分に神谷公園を移設いたします。後ほど若干の説明を改めてさせていただきます。

4 の指定校制度及び通学区域でございます。施設一体型小中一貫校については、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用いたします。対象となります稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校の通学区域を継承しますが、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて通学区域の見直しを検討いたします。

5 の学校ファミリー構想との関係でございます。施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置づけます。これまで北区が推進してきた「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」のさらなる充実に向けて、その推進役的な役割を担う学校とします。

6 の教育内容でございます。(1)の小中一貫教育の推進。北区小中一貫教育基本方針、実施方針策定基準、小中一貫教育カリキュラム、保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、子どもの発達段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進します。(2)の学年段階の区切りにつきましては、6-3制を基本といたしますが、4-3-2制、4-5制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れることとします。(3)の教科担任制につきましては、小学校高学年を対象に、国語、算数、理科等について、教科担任制の導入を図ります。

(4)の部活動でございますが、小学校高学年について、部活動への参加

を図ります。(5)の学校行事の実施については、可能な限り9学年合同での実施を図りますが、行事の内容によっては、合同にこだわることなく柔軟に対応することとします。

3ページをお開きください。

7の学校経営でございます。(1)の教職員体制についてです。校長・副校長の配置につきましては、全体を統括する校長1名、小学校の教育課程を管轄する副校長1名、中学校の教育課程を管轄する副校長1名、そして小中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るための副校長1名を基本とします。また、全ての教員が必要に応じて全学年の授業を実施できる体制を整備いたします。(2)のPTA活動についてですが、9学年が一つとなったPTA活動について、支援方法も含め検討をいたします。(3)の地域との連携についてでございますが、地域と一体となった学校経営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

8の学校施設でございます。学校施設については、「北区立小・中学校整備方針」に基づき整備するものといたします。(1)の施設環境でございますが、9年間の一貫した教育活動・学校経営に適した施設環境を確保します。また、学校と地域が連携し、子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。(2)の施設配置についてでございますが、9年間同一の施設で学習や生活を行うことに配慮し、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備の工夫を行います。(3)の安全性についてでございますが、日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができるよう、安全に配慮した校舎や教室の配置を行います。(4)の防災についてです。地域の防災拠点として、「災害に強い学校施設」を整備します。

9の設置に向けての進め方でございます。保護者や地域の関係者の皆様が参加する検討組織により具体的な検討を行うとともに、学校施設の建設を計画的に進めます。(1)の区民が参画する検討組織の設置でございますが、開校に至るまでの間、学校、保護者、地域等関係者で構成する検討組織を設置し、開校に向けた課題について協議をいたします。(2)の開校までのスケジュールでございますが、検討組織における意見等を踏まえ、施設一体型小中一貫校の全体構想を策定し、その後、学校施設の新築基本構想・基本計画、基本設計・実施設計、そして建設工事と進めてまいります。また、小中一貫校の教育内容及び学校経営についても、開校に向けて検討を行ってまいります。

10の施設一体型小中一貫校設置後の展開です。小中一貫校の取り組みにつきましては、その成果を検証し、他のサブファミリーの小中一貫教育に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の充実・強化を図ります。

また、そのための仕組みづくりについても検討を行ってまいります。

なお、5ページ以降で、これまでの基本方針の考え方をお示ししておりますが、例えば基本方針5に対しまして、学校ファミリー構想の関係でございますが、10ページをお開きいただきますと、(4)学校ファミリー構想との関係といたしまして、イラストも掲載しておりますが、既存のサブファミリーの枠組みを継承し、設置対象となるサブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境の格差が生じないよう、サブファミリーを構成する小・中学校を一つの施設一体型小中一貫校として設置しますとしております。

14ページをお開きください。基本方針の3の設置場所でございますが、(3)の土地活用構想といたしまして、考え方として、配置イメージ図を掲載しております。現在の神谷中学校、神谷小学校、神谷公園、神谷体育館、旧教育未来館の土地を活用して、イメージ図にお示しの位置に施設一体型小中一貫校を設置いたします。なお、学校施設の建設に際しましては、児童・生徒及び教職員に移転の負担がかからない手法を検討いたします。これまでの改築では、仮移転先を確保して行っていましたが、新たな試みとして、校庭や公園を活用しての「居ながら改築」が可能かどうか、子どもたちの教育環境を十分考慮しながら検討いたします。なお、のちほどこの施設配置案に至る際に検討した他の配置案について、ご説明をさせていただきます。

これら学校施設の配置に当たっては、良好な教育環境の確保とあわせて、地域防災機能や公園の整備など、まちづくりの視点も考慮していきたいと考えております。

基本方針9の設置に向けての進め方では、15ページをお開きいただきまして、(5)開校に向けた事業スケジュールの事業イメージ図をごらんください。平成29年度に施設一体型小中一貫校の基本構想を策定し、その後、新築基本構想・基本計画、基本設計・実施設計、そして解体工事・建設工事と進めてまいります。あわせて、お示しの太い矢印の小中一貫校の教育内容及び学校経営についても、開校に向けて検討を行ってまいります。

17ページをお開きいただきたいと思っております。これまで北区の小中一貫教育は、「北区小中一貫教育基本方針」を策定した第1段階、そして「北区小中一貫教育実施方策策定基準」を策定してのモデル実施の第2段階、そして「北区小中一貫教育カリキュラム」を作成して、全校実施となった第3段階まで来ました。今後は、北区の小中一貫教育の推進役となる「施設一体型小中一貫校」を設置して、小中一貫教育の質的向上を図る第4段階に進めてまいります。

続きまして、資料6をごらんください。神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校校舎配置案の検討経過についてを続けてご説明させていただきます。神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校校舎配置案の検討経過についてでございます。

まず、検討に当たっての留意点でございます。一つが、学校規模(延床面積)は、おおむね1万5,000~1万6,000平米。グラウンドの面積は、約8,500平米といたします。二つ目ですが、学校活動及び安全管理に配慮し、校舎と運動場はできる限り隣接した一体感のある配置とします。また、グラウンドには、なるべく大きなトラックを確保します。三つ目でございます。公園については、現状面積を上回るものとし、防災機能の向上や利便性に配慮いたします。次、四つ目、体育館や特別教室など、地域開放施設の管理及び利用に配慮いたします。五つ目、周辺住戸への影響についても考慮いたします。六つ目は、工事に伴う子どもたちや教職員への負担(仮移転、代替施設の使用など)の軽重についても考慮します。

以上の留意点をもちまして、まず、ケース1でございますが、後ろにとじてありますA3の比較検討図をごらんいただきたいと存じます。

まず、現況の配置図が、この六つに分かれた一番右下、下の欄の一番右

側、これが現況の配置図になります。北側から神谷中学校、道路を挟みまして神谷体育館、公園、そして神谷小学校という配置になっております。上段の左側、ケース1をごらんください。このケース1につきまして、まず、校舎棟からグラウンドまでの距離が遠く、移動時間や児童・生徒の安全管理に課題があります。グラウンドに大きなトラックを確保することも難しいこととなります。ただし、サブグラウンドを設置することで、学年に応じた運動場を提供できます。体育館棟、グラウンド、公園を集約することで、避難所機能の向上が見込まれます。ただし、公園の利便性の向上は見込めないと思われまます。校舎棟と分離した体育館棟及びグラウンドは、地域開放施設の管理及び利用は容易となります。現在の公園の位置への校舎建設に際しましては、設計に当たっては、近隣住環境への配慮は必要であります。そして、工事に当たりましては、中学校は仮移転をすることとなります。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなりますが、小学校は現在の校舎をそのまま利用できるという配置になっております。

次に、ケース2をごらんいただきたいと思ひます。このケース2では、学校教育機能の多くを校舎棟に集約できますが、校舎棟とグラウンドが公園に分断されます。また、ケース1と同様に、移動時間や児童・生徒の安全管理に課題があります。グラウンドに大きなトラック確保することはできますが、遠いため、休み時間等での利用が難しいこともございます。また、校舎・体育館棟と公園・グラウンドが離れていることから、災害時の避難所機能に課題があり、公園の利便性も向上しないと考えられます。また、校舎棟と体育館棟が一体のため、地域開放施設の配置・工夫が必要となります。公園の位置につきましては変わりませんので、他のケースに比べますと、近隣住環境への変化は少ない。この変化というところですが、影響は少ないというふうに訂正をしていただければと思ひます。近隣住環境への影響は少ないということでございます。工事に当たりましては、ケース1と同様に、中学校は仮移転をすることとなります。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなります。小学校は現在の校舎をそのまま利用できます。

次に、ケース3をごらんいただきたいと思ひます。校舎棟を中央に配置することで、体育館棟にもグラウンドにも移動しやすく、安全管理上からも望ましい配置になります。また、グラウンドが一体的で、広く大きなトラックを確保することができます。公園を北運動公園と一体的に整備できますので、地域防災機能の向上が見込まれ、接道条件の改善によりまして公園の利便性も向上いたします。また、北側の体育館棟を地域開放エリアとして一体的に捉えることができるため、地域開放施設の管理及び利用が容易となります。現在の公園の位置への校舎建設に際しましては、設計に当たって近隣住環境への配慮が必要となります。工事に当たりましては、小・中学校ともに仮移転は不要です。ただし、中学校については、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなります。

次に、ケース4をごらんいただきたいと存じます。ケース3と同様に、校舎棟を中央に配置することで、体育館棟にもグラウンドにも移動しやすく、安全管理上からも望ましい配置となります。グラウンドに大きなトラックを確保することはできませんが、サブグラウンド設置により、学年に応じた運動場を提供できます。校舎棟、グラウンド、公園を集約すること



で、避難所機能の向上が見込まれます。ただし、公園の利便性の向上は見込めないところです。北側の体育館棟とサブグラウンドを地域開放エリアとして一体的に捉えることができるため、地域開放施設の管理及び利用が容易と考えられます。現在の公園の位置への校舎建設に際しましては、設計に当たっては近隣住環境への配慮が必要となります。工事に当たりましては、ケース3と同様に、小中学校ともに仮移転は不要です。ただし、中学校については、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなります。

次に、ケース5をごらんいただきたいと存じます。学校教育機能を校舎棟に集約することができます。ただし、ケース1と同様に、移動時間や児童・生徒の安全管理に課題があります。ただし、広いグラウンドと大きなトラックを確保することはできます。災害時の校舎・体育館棟と公園との連携は見込めますが、公園の利便性には課題があります。校舎棟と体育館棟が一体のため、地域開放施設の配置に工夫が必要となります。現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計に当たりましては、近隣住環境への配慮が必要となります。工事に当たりましては、小学校は仮移転することとなります。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなります。中学校は、現在の校舎をそのまま利用できます。

以上、ケース1からケース5までを検討しました結果、総合的に施設一体型の理念を最大限に生かすことができるケース3の配置が最もふさわしいものと考えまして、今回、基本方針においてケース3の配置案を挙げさせていただきます。

続きまして、資料7、神谷公園の都市計画変更についてをごらんください。

北区では、施設一体型小中一貫校の整備の機会を捉え、神谷公園の都市計画変更を予定しております。「北区都市計画マスタープラン2010」では、まちの将来像に、安全で安心して暮らせるまちを目指すこととしており、その取り組みの大きな一つとして、各種の公園や緑地の整備により、延焼遮断や避難場所の確保など、防災機能の向上が重要な課題となっております。

北区における住民1人当たりの公園面積は約3平方メートルで、北区立公園条例に掲げる都市公園の設置基準であります住民1人当たりの標準公園面積の5平米以上にはほど遠く、多くの地域で公園が不足している現状がございます。

神谷公園が位置する神谷地域は、土地区画整理事業により、おおむね都市基盤が整備され、住宅と商業施設、工場などが平面的・立体的共存する区域で、「北運動公園一帯」が避難場所としても指定されています。

「北区地域防災計画」では、地域特性に応じた防災まちづくりについて、以下の二つの視点を掲げているところです。一つが避難場所内もしくは隣接地を中心とした公園・緑地の整備推進、二つ目が、公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮した身近に利用できる街区公園・児童遊園の整備推進でございます。

また、「北区緑の基本計画」では、日常生活の安全・安心を高める緑づくりに向けて、二つの視点を掲げておりまして、一つ目が、オープンスペースの拡大や緑化により、避難場所の安全性の向上、二つ目が、公園や学校を含めて、避難場所となる施設では安全な空間の確保でございます。

このような状況の中、区内の公園、緑地の拡大や利活用は、首都直下地震の切迫性などを踏まえ、喫緊の課題となっております。

現在の神谷公園は、昭和13年に開園した公園で、開園後79年を超え、施設の老朽化も進行し、公園施設の更新時期を迎えております。

今回の施設一体型小中一貫校の整備を契機としまして、公園施設の更新が図れること、また、北運動公園や地区内幹線道路などの避難経路に接続する配置とすることで、避難ルートを含めた避難場所「北運動公園一帯」の災害時の安全性の機能向上が図られること。また、変更後の公園区画が正方形に近く、三方道路からアクセスが可能となることで、施設配置の自由度や利便性の向上が図られること。そして、公園面積がふえることなどから、地域の防災性の向上等に寄与する都市計画公園の位置と規模の変更手続が必要となっているということでございます。

続きまして、資料8、「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校」地域住民説明会質疑の概要をごらんいただきたいと存じます。

今回の「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校」の設置に向けまして、こちらにお示しの5月16日、20日、28日に、地域住民説明会を開催させていただきました。こちらにお示しのとおり、5月16日が18名、20日が33名、そして28日が70名の皆様に参加をしていただいたところでございます。

この参加への説明会の状況でございますが、出席した方、また発言した方は、近隣マンション住民の方が多数いらっしゃいました。発言の多くが配置案や公園の移設に反対するもので、28日の説明会におきましては、学校施設の配置案は白紙に戻すべき旨の発言に対しまして、多数の拍手が起きました。また、開校推進協議会への参加や意見を言う場の設置についても、多くの意見が寄せられましたが、小中一貫校の設置そのものに強く反対する意見はございませんでした。

それでは、質疑の概要についてご紹介させていただきます。

まず、配置案・レイアウトについてということで、一番影響を受ける周辺住民の意見を聞かずに既に建てる前提になっていること、また、その上で示された今回の配置案には反対である、見直しを求めるといふご意見を頂戴しました。

回答といたしまして、周辺の方たちが影響を受けることは認識していますが、基本方針に示した場所の変更は、現時点では考えていません。学校施設の配置については、案のとおりに進め、近隣に配慮した設計に努めます。また、今後、開校推進協議会で議論し、最終的に区と教育委員会とで決定をいたしますとお答えをいたしました。

次にレイアウトがどう決まったのか説明がほしい。複数案ある中で、利害関係者たちの意見を聞いた上で案決定を行わなければ、住民が案に反対する余地がない。案決定をした後に一方的に原案で行くという説明だけでは納得できないというご意見でございます。

施設配置の決定過程については、6月の開校推進協議会で説明しますとお答えいたしました。先ほどのご説明がその説明になります。

次に、近隣住民の意見を聞く場の設置についてということで、基本設計の前までに近隣住民の意見を聞いてもらえるのか。また、決定プロセスに地域住民の意見はどの程度反映してもらえるのか。進捗状況についても逐一報告をしてほしいというご意見でございます。

回答といたしまして、開校推進協議会とは別に、節目節目で情報提供や周辺住民の方から意見を聞く場を設け、そこでいただいた意見は取りまとめの上、開校推進協議会に報告しますとお答えしました。

基本方針決定までの進め方につきましてのご意見でございます。一番影響を受ける周辺住民に個別での説明は行わないのか。進め方自体が信用ならない。事前にもう少し進め方を考えていれば、このようにならなかったと思っているというご意見でございます。

回答といたしましては、施設一体型小中一貫校の設置については、3年間にわたる検討を踏まえて基本方針を取りまとめました。行政の考えをまとめ、早く区民の方々にお知らせするため今回の説明会を設けました。地域の方々のご意見は真摯に受け止めて、進めていきたいと考えていますとお答えしております。

また、マンション・近隣への影響についてということで、敷地等の面積について、児童一人当たり何㎡といった基準はあるのかというご質問に、校舎についてはおよそ1万6,000㎡程度あれば必要面積がクリアできますと回答しております。

2ページをお開きください。

グラウンドは一つかというご質問でございます。校庭は8,000～8,500㎡程度を確保する予定で考えていますとお答えしております。

また、学校の高さはどうなるのか。校舎は4階建てというが、学校はワンフロアが高いから、実際のマンションにすれば6階～7階ぐらいのところに来ると思う。仮に4階建てだったとしても、ほとんどのマンションは隠れてしまうと思うというご質問です。

建築基準法を考慮し、決定をいたします。確定ではありませんが、1万6,000㎡の建物であれば、4階建てを越えることはないと思いますとお答えしております。

次に、校舎が分断されているが、なぜ校舎が2つなのか。移動するときのことは考えているのかとのご質問です。よりよい教育環境の確保を考え、基本方針に示したような学校施設の配置となりました。移動については、渡り廊下でつなぐことを考えていますとお答えしました。

次に設計案に地域住民が納得できなかった場合、それを変更する余地があるのかというご質問に対しましては、学校施設の概要（何階建て、何階に何が入るかなど）が明らかとなる基本設計の段階で設計案を地域住民にお示しします。近隣の方々の個別の問題については、個別具体的に話し合うこととなりますが、校舎全体の配置を変更するようなことは難しいと考えますとお答えしております。

次に、景観・日照権・資産価値についてということで、校舎が今の公園のところに建つと眺望が気になるというご意見に対しまして、一般的に学校施設は4階程度です。住宅地なので、高い建物を建てることは考えていませんとお答えしております。

日照権についてはどのように考えているのかに対しましては、日照権については法律に沿って対応しますとお答えしております。

また、近隣地域への資産価値への影響も大きい。「いながら改築」の重要性は理解できるが、この地域に住み続ける住民への資産価値等への配慮をどこまですると考えているかとのご質問に対しまして、公園に校舎が建つことにより、公園北側住宅及び東側住宅の住民の方々に影響があることは

認識しています。具体的な設計にあたり、極力周辺地域に影響が少なくなるような形での検討は行ってまいりますとお答えしております。

また、緑があり、子どもが遊んでいる姿も見える、そういう景観を考えてマンションを購入した。可能であれば今建っている校舎をその場所に新しく立て直す等、住民が納得できる学校をつくってほしい。マンション住民は本当に影響が大きいというご意見に対しまして、公園があることで学校が分断されてしまうのは、教育の観点から望ましくありません。具体的なご意見として承りますとお答えさせていただきますいております。

プライバシーにつきましても、近隣住戸のプライバシーは守られるのかというご質問がございました。当然それは配慮しなければならないと考えていますと回答しております。

次に開校推進協議会のあり方ということで、今後影響を受ける町会、マンション、管理組合、個人宅住人等の利害関係人が開校推進協議会のメンバーに入れるようにしてほしい。また、希望者は開校推進協議会に自由に参加できるシステムをつくってほしいというご意見でございました。

開校推進協議会で個別の調整のような議論は想定しておらず、委員構成としましては、地域枠は設けていますが、各町会・自治会から1名ずつという枠で考えていますとお答えさせていただきますいております。

3ページをごらんください。

開校推進協議会や庁内に、説明会で出された意見や要望をちゃんと伝えてもらえるのか。また、開校推進協議会に近隣住民の意見をどう出していくのか、資料を示してほしい。

また、6月29日の開校推進協議会を開催するに当たり、少なくとも土地が接しているマンションや住宅の住民に対して、開校推進協議会に提出する資料を確認することを約束してほしい。資料の確認については、教育委員会から出された資料を近隣住民が確認し、意見を述べてそれを教育委員会で確認してもらい、修正したものをまた見せてもらいたいというご意見がございまして、説明会3回分の意見は議事要旨・資料として29日の開校推進協議会に提出します。また、その資料については、事前にお見せして、確認してもらうこととしますとお答えして、そのとおりにさせていただきますいております。

次に小中一貫校の教育の観点とまちづくりの観点を分けて、工事の専門の方と話をさせてほしい。開校推進協議会前の話し合いの場に来てほしいということで、ご意見をいただきまして建設担当の職員を出席させるようにしますとお答えいたしました。

公園の移設についてのご意見でございます。公園移設ありきで進めてほしくない。神谷公園は都市計画法に基づく公園で貴重な憩いの場となっている。また、既存の運送公園に新公園をつけるというのは、防災上の観点も含めてどうなのか。住民との話し合いの上で、施設配置の基本的な計画も変更する予定があるのか。

また、公園の施設自体を議題にする別の会議体を設置できないかという質問、ご意見がございました。

現在の公園は、用地を二分する位置にあるため、移設は必要と考えています。公園を移設する手続きとしては、都市計画審議会で審議する前に住民説明会がありますが、そこでご要望の「話し合う場」に該当するかは不明ですとお答えさせていただきますいております。

公園の整備等に関する事で、新しい公園の面積はどれくらいか。また、公園移転時に移転完了までの間に使用不可期間が生じると思うが、そうすると近隣保育園及び子どもたちに不利益が生じる。この点について配慮を求めるといふご意見でございます。

現在の神谷公園の敷地面積が3, 800㎡くらいあるため、それ以上の公園面積としたい。また、校舎建設中の使用不可能な期間については、近接地に新たな公園整備はできないため、近隣公園（北運動場公園周辺等）を利用していただくこととなりますと回答しております。

公園を移設することが問題だ。公園は近隣の人にとって大切な場所。居ながら改築をやりたいたくはないか。公園をつぶす前提には断固反対するとのご意見に対しまして、教育環境としては、これがベストの配置と考えていますとお答えさせていただきました。

この後は以下、5の学校の改築手法について、4ページをごらんください。

これまで全く景観が変わるようなレベルの建替え、建っている家の隣に学校をつくり直したような建替えはあったのか。また、その際近隣の問題に対してどのように解決したのかというご質問がございました。

ここについては、回答欄にお示しのとおりにお答えさせていただいております。

また、居ながら改築の方法だと、空いている土地にしか校舎が建てられないので、設計にしばりがかかり、大きな校舎が建つことになるのではないのか。設計がまだ決まっていなければ、なでしこ小仮校舎や児童数の少ない稲田小を活用し、仮設校舎に移ればよいのではないのかというご質問もいただきまして、こちらにお示しのとおりにお答えさせていただいております。

また、工事等のスケジュールについて、現段階で決定していることは何か、具体的な設計を行うのはいつなのか、実際に着工するのはいつなのか等どのようなスケジュールになっているのかというご質問に対しても、右側にお示しのような回答をさせていただきます。

その後、7の義務教育学校について、教育内容に関連してですが、施設分離型の小中一貫校では、成果は出ないのか。カリキュラム等もこれから検討するのに、成果が上がるというのが理解できない。動向がわからない小中一貫教育で実験的に扱われるのはやめていただきたいというご質問、ご意見に対しましては、お示しの回答のようにお答えさせていただきました。

一貫校になることでいじめが陰湿になったり発生率が高まることはないのかというご質問もいただきました。回答欄にお示しのとおりにお答えさせていただきます。

また、施設一体型小中一貫校は全国、都でどれくらいあるのか。ネットを調べると小中一貫校設置に対し反対運動等に発展している自治体がある。急いで始めなくても全体や国の施設一体型小中一貫校の動向がわかってから北区が設置を目指すという選択肢でよいのではないのか。

また、5ページのほうで質問を続けてご紹介させていただきますが、小中一貫の成果が見られない自治体もあるなかでカリキュラムは北区が作成するのか、文科省等が作成するのか。

足して以降制度に関連しましては、現在子どもが2年生、赤羽岩淵中の方

が近いが、中学3年生から新校に入ることになるのか。  
また、稲田小学校の跡地利用に関して、稲田小の跡地は何になるのか。  
また、慰霊碑についてもご質問をいただいております。神谷公園内には、戦没者慰霊碑及び神谷地区区画整理記念碑があり、特に慰霊碑については神谷2丁目中町会が毎年慰霊祭も行っている。移転に伴いこれら碑の取扱いや行事の継続についてどうするのか。  
また、学童クラブはどうなるのか。  
また、旧教育未来館は今後どうするのか。  
また、神谷体育館の施設はあるのかといったような質問が出されたところでございます。後ほど回答のほうをご高覧いただければというふうに思っております。  
続きまして資料9、「全体構想」の協議方法をごらんいただきたいと思っております。協議の進め方でございます。基本方針を踏まえて、以下の項目について協議をしていただきたいと考えております。  
協議項目、まず1が推進体制及びスケジュールについてでございます。で、2といたしまして、教育内容について。3といたしまして、学校経営について。そして、4としまして、学校施設の概要について。5といたしまして、学校施設の規模について。そして6といたしまして、学校施設の配置について。7といたしまして、学校施設整備の進め方について。8といたしまして、周辺整備について。そして9といたしまして、その他という形で教育項目を考えているところでございます。  
以上、長時間にわたりましたが、私からの説明とさせていただきます。

座 長            きょうは1回目ということで、各項目の協議はいたしませんけれども、全体について、ご意見、ご疑問があればいただきたいと思っております。最初に北区立施設一体型小中一貫校の設置基本方針からご質問があれば、お受けして共通理解を図っていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。何かご質問等あれば、ご自由にお願ひしたいのですけれども。

委 員            3番の設置場所ってこういうことがあって、最後にこのレイアウトが出ているんですが、もうこれで決定ということでお話を進めるんですか。北側に公園を設けますと。

事 務 局        設置基本方針で配置案をお示しさせていただいております。この配置案につきましても、この形で進めていきたいというふうに考えております。公園につきましても北側のほうに移転させていただきたい。ただ、協議をしていく中で、ご意見があればその点につきましても、しっかり真摯に受けとめさせていただき、対応を考えたいと思っております。

委 員            周辺への説明云々でこうあるんですが、難しい言葉で書いてあるから、私簡単に言うんですけれども、その周知をまだしていないんですよ。もう決まったものは決まったものではないですから、やるのでしたら進めるわけでしょうけれども、その内容との検討はそこの中にかかり入ってきます。

事 務 局        まず、周知でございますが、先ほど資料を使ってもご説明しました、3

回の住民説明会のほうを開催させていただいたところでございます。これが今回初めての周知という形になるかなというふうに思っております。

委員 その説明に私は出てないから、大きなことは言えないですけど、いろいろ見ますとその中で話されたことが全部含まれるわけじゃなくて、意見として聞いているわけですね。その前にはこの構想ができ上がっているわけですよ。ですから、そのことにちょっとどうなのかなと思って、ご質問したわけであって、類はありません。よろしくお願いします。

座長 今回の議題については、また改めて協議する時間が、次回、次々回にありますので、そのときにご意見をいただければと思います。先ほど委員からのご発言がありましたけれども、区としての方針は方針ですが、ご意見を出していただく分には、ここは協議会ですので、それぞれのお立場からご意見を出していただければというふうに思います。ただ、教育的な観点と、それから防災の観点と、それから地域住民への配慮という、少なくとも三つくらいを総合的に考えなければいけないので、ちょっと難しいことは難しいテーマではありますがありますけれども。そうしますと、施設基本方針以外でも、今までのご説明について、ご意見があればお願いいたします。

委員 ちょっと2点その後のほうにもかかわる問題になると思うんですけど、まず一つは、小中一貫の実際に、例えば王子桜、王子小学校等を実際にやっているわけですね。そこについて、やっぱりメリット、デメリットというのをもう少し明確にすべきではないかなと思うんです。例えば、ちょうど王子に赴任された学童の先生なんかの話を聞きますと、小学生が確か防球ネットだとか、いろいろと中学校と小学校と一緒に運動場を使うわけですから、大変危険が多くておっかなくて使えないっていう話を伺ったんですよ。これは一つの例なのかはわかりませんが、例えばここでサブグラウンドとかっていう形を書いていますけれども、実際問題として、小学生のほうが実際には中学生よりか人数も多いわけですし、そこら辺あたりをどういうふうに今後考えていくのかなっていうことについて、一つ考えていただきたい。今日の回答じゃなくて結構です。それから、もう一つは周りとの環境、施設の環境の問題なんですけれども、ここにたまたま意見集約の意見が出されている質疑の12番目に神谷体育館の移転についてということがございます。これは当初から神谷体育館そのものはもう老朽化していて、これはもう直さなきゃ、どうするかということについては、ずっと議論をしていたところでございますが、実際問題として、この神谷体育館というのは、すごく利用率が高い体育館ですね。教育委員会なんか等に聞きますと、赤羽体育館が今度新しくできたから、そのサブアリーナでやればいいのかというような話があったり、スポーツ関係の課のほうからそういう話があったりしますが、基本的に、これは地区体育館とその体育館とは全然違うわけですね。で、ここにいわゆる神谷体育館を位置づけて利用できるようにするって言っていますけれども、現実に今中学校、小学校も夜なんかは全部使われているわけですね。昼はもちろん学校が使っています。そうすると、今の地区体育館そのものはそっくりなくなっちゃうと、それに対応できるものが

ない、そういう意味で非常にいろんなスポーツ団体から、このことは何とかしてもらいたいという話はたくさん出ているわけです。特にこのところは、中央公園、それからプール、そして赤羽体育館と、ここが文教地区といえますか、そういうスポーツのエリアとしてのゾーンが一つでき上がっていきまして、この地区体育館が一つぽつんとなくなっちゃうということについては、ちょっと地域としても問題だなという問題が一つあります。やっぱり、総合的にせっかくそういう文教地区としてのランドデザインみたいな、区のほうでお持ちならば、当然そこは直すべき話じゃなくて、もっと積極的にそれを進めていくという方向が必要なんじゃないかなと。そのことによって、周りの環境がレベルアップしていくということを含めまして、その2点について、今日回答いただかなくても結構ですから、今後の検討の課題の中でお示しいただければありがたいなと思っています。

委員

私は住民について、お願いがあります。最初申し上げたとおり、神谷小学校も中学校も含めて、この中町会の区域に入っているわけです。そういう中で新しい学校ができるということは、住民とすればうれしいような、期待は持ちますが、やはり近隣の住民の方がいらっしゃるわけですから、その方にもっともっとやっぱり配慮をしていただきたいと。建物一つにしても、まだこれから設計図段階ということなので、ぜひ、そこら辺の配慮をお願いしたいと思います。

それと、もう一つは工事は始まったら、やはり一番安全・安心を旨として進めていただきたいということ、この二つを地域住民としてお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

委員

2、3点ご質問というか、北区の設置目的の中で、北区の抱える諸課題というのがございます。もし、具体的に何例か事例が挙げられるのであれば挙げていただきたいのと、あと中一ギャップ、小一とのこの言葉の意味と、実際該当校が神中サブファミリーの中でそういうことが実際に起きているのか、起こり得る可能性が大なのか、その辺のご回答を願いたいと思います。

事務局

小一プロブレム、中一ギャップなのですけれども、幼稚園から小学校に上がる段階、それから小学校から中学校に上がる段階で教育内容もさることながら、環境が大分変わりますので、上がったばかりの時期に環境になれるですとか、その学習の内容、教育内容になれるまで子どもたちがそこでつまずくと言いますか、そういった状況があります。それがいわゆる小一プロブレムの評価と言われることになります。

実際にこの神谷中サブファミリーで、そういうことが顕著にあるのかどうかということにつきましては、各学校の状況において具体的なそういった状況があるということについては、こちらのほうでなかなかまだ把握し切れない部分がありますけれども、これは全国的に言われている状況がありますので、そういったもののいわゆる解消を図るといった意味で、この小中一貫施設一体型の学校をつくるということについて、一定の成果があるということをおっしゃっています。

委員

同じく基本方針の中の教育内容の中で、不具合が生じた場合の柔軟な対



応というのがありますが、これは例えば推進委員会並びに開校の検討委員会で決まったら変わらないのか、それとも実際に学校の運営が始まってから、何か不具合があったら柔軟に対応していただけるのか、この辺をご回答願いたいと思います。

事務局

教育の内容につきましては、今回の開校推進協議会で今後お諮りいただきますけれども、教育の内容自体を検討する組織を立ち上げる予定でございます。そちらで一つ一つについて、一定のお答えを出していきませんが、最終的に柔軟な対応と言っているのは、やはり学校で実際にスタートしてからということになります。そういった対応が可能な教育内容の制度を、ここでまず十分検討していきたいというふうに考えているところで、その学校運営に支障のないような形のを今後開校までに検討したいというふうに考えているところでございます。

委員

言葉の意味と教育内容については、お答えいただいたのでありがとうございます。今後、当然子どももあり、子どものため、または地域防災もろもろを含めた中で、それを子ども主体で考えていくのが大前提でベースだと思いますが、その中ででき上がった暁には、学校だけではなく、先ほど近隣住民の方から資産価値が下がるのではないかという言葉も聞いておりますので、逆に小中一貫校ができれば、地域と全体の資産価値が上がるような神谷の地、この学区域に来たいような学校をつくらなければと思っております。

委員

神谷体育館のことでちょっとお伺いしたいのですが、先ほどもいろいろお話がありましたが、案3、ケース3のところでは、白紙のままに体育館になっています。先ほどこれもご案内がありましたように、過日我々連合町会にスポーツ推進課の担当の方がお見えになって、老朽化をしているんだということで、建築の話が出ました、廃止っていうのかな、そういう話が出ました。この案では、全く今白い空白になっているんですが、きょうのお答えは必要じゃありませんけど、先ほどの質問と同じようなときのご回答で結構ですけど、何かこの時期、一時的に体育館の買い入れを使おうとかそういうお考えがあって、何も書かないで白紙になっているのか、あるいはもっと早い段階で、この工事を手がけた段階で、もうなくなってしまうのか、その辺も先ほどのご要望と合わせて、ご対応を次回のときにいただければいいかなと思います。

事務局

すみません、このレイアウトの見方について説明します。資料6の配置図のところのちょうどこちらでいいますと、現況の配置図が右側でございます。それで、大変資料の作り方が誤解を招く作り方だったかと思うのですが、神谷体育館と書いてありますが、この公園の右上のグレーで示した、左ですね、グレーで示して線で引っ張って神谷体育館となっております。この空白のところは一般の住宅が建っています。

委員

勘違いしました。大変失礼しました。校舎棟の中に含まれて、なくなった後に校舎棟がそこにできる、そういう説明なんです。

事務局

その通りです。

## 7 今後のスケジュールについて 説明

事務局

それでは、資料10をごらんいただきたいと思います。今後の開校推進協議会のスケジュールでございます。6月のところを見ていただきますと、本日の第1回開催、そして次回8月、第2回の開催を予定しております。後ほどまた報告いたしますが、8月8日を予定しているところでございます。これが第2回になります。第3回以降につきましては、まだ決まっておりませんが、9月の下旬から10月頭、また第4回につきましては、11月下旬から12月頭、そして場合によりましては、予備日としまして、第5回の開催が12月の末という形で考えているところでございます。

また、住民の方々に対します説明会、それぞれ開校推進協議会が終わった後に翌月、もしくは一定の期間をおいて開催をしたいというふうに考えております。これはいずれも今のところはまだ予定でございますので、変わることはございます。

あと、参考といたしまして、下の学校施設等の整備スケジュール案でございます。一番上が全体構想策定が今年度平成29年度で、全体構想が策定されますと、平成30年度から校舎等に関連しましては、基本設計・実施設計に入ります。おおよそ2年程度、そして工事につきましては、そこから3年程度という形で、平成35年度に順調にいけば最短でございますけれども、新校が開校できるという形で考えております。そして、翌36年度が運動場の整備・開設になります。

また、公園につきましては、来年度都市計画の変更がございます。

また、実際の設計等につきましては、平成34年、35年、ワークショップ等も開催して設計等に入っていくのかなというふうに思っています。

また、工事につきましては、平成36年度、そして平成37年度に新公園の開設というスケジュールで考えているところでございます。これは今のところ、まだ案ということでかなり先の話にはなりません。以上、参考までにご説明とさせていただきます。

委員

次回の日程について、もう一回確認をお願いします。

事務局

それでは、次回の日程でございます。8月8日に第2回の開校推進協議会を予定させていただいております。時間等につきましては、本日と同じ午後7時から。場所もちらのふれあい館の第1ホールということで予定をさせていただいておりますので、皆様大変お忙しいと思いますが、ぜひその日程を確保していただければというふうに思っております。開催通知につきましては、改めて文書でお送りさせていただきます。また、ご本人が出席できない場合は、代理の方にご出席いただくことも可能となっております。

座長

ありがとうございました。ということで、今回は8月8日で、資料の9、全体構想の協議方法についてのうちの、前半部分ですね、スケジュールとか、教育内容とか、学校運営とか、学校施設の概要についてのあたり

くらいまでをご協議いただくということになります。ですから、先ほど小中一貫のメリット、デメリット等について、もうちょっと精査してほしいというようなご意見もありましたので、それは次回、事務局のほうから示していただきたいというふうに思います。

これで、一応事務局のほうからの説明は終わりましたが、全体を通してご質問、ご意見等があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委員

いろいろ区からの説明なり、また質問を聞いていて感じたことなんですが、正直何で神谷が小中一貫校に選ばれたのかなということ、本当に正直神谷に大変な難問が突きつけられたなと思っています。これに対して、地元神谷として、皆様と一緒にこれから検証していく中で、どうやって小中一貫校をつくっていくかというのは、皆様方と討議していきたいと考えていますけど、特に先ほど来から出ていますとおり、近隣の皆さん方にきちんとした説明をしていただいて、納得していただいて、それで小中一貫校を進めていっていただければ、ありがたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、せっかく小中一貫校ができるのですから、地域の活性化になるものも一つ考えていただければ、近隣の皆さん方も納得していただけるんじゃないかと思っていますので、その辺も含めて、一つ検討していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

座長

次回の資料については、また事前に送っていただくということになるんですか。

事務局

事前に送れるものは、送らせていただきたいというふうに考えております。

座長

ということですので、また事前に資料をお読みいただいお越しいただくことになるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の協議会は以上で終了とさせていただきます。本日は大変お忙しい中、また長時間にわたり、ご協議いただきありがとうございました。今後とも、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

平成29年6月29日  
神谷ふれあい館

第1回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 次第

- 1 北区教育委員会清正教育長挨拶
- 2 委嘱状交付（席上配布）
- 3 委員自己紹介
- 4 協議会の運営について
  - （1）設置要綱について
  - （2）傍聴規程について
  - （3）座長・副座長の選出について
  - （4）結果等の周知について
- 5 「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」について
- 6 全体構想の協議方法について
- 7 今後のスケジュールについて
- 8 その他

## 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱

29北教教政第1308号  
平成29年6月23日  
教 育 長 決 裁

## (設置)

第1条 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、神谷中サブファミリーエリア（北区立稲田小学校、北区立神谷小学校及び北区立神谷中学校の学区域をいう。以下「サブファミリーエリア」という。）に施設一体型小中一貫校を設置するための全体構想に関する協議を行うため、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、全体構想を策定するために必要な次に掲げる事項について、基本方針を踏まえ協議するものとする。

- (1) 開校に向けた推進体制に関すること。
- (2) 教育内容及び学校経営の骨子に関すること。
- (3) 学校施設の概要・規模・配置等に関すること。
- (4) 学校施設整備の進め方に関すること。
- (5) 学校周辺の整備に関すること。
- (6) その他、全体構想を策定するために必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、教育長が委嘱する学識経験者2名以内、サブファミリーエリア内の各町会・自治会からの推薦委員1名、各青少年地区委員会からの推薦委員1名、各小中学校PTAからの推薦委員2名、各小中学校の校長及び副校長並びに区に勤務する職員3名以内の委員をもって構成する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議を欠席する委員は、座長の許可を得て代理の者を会議に出席させることが出来る。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、

教育長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

(会議)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、協議会を開くことができない。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、委員以外の者を出席させることができる。

5 協議会の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、教育委員会事務局教育振興部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

付 則（平成29年6月23日教育長決裁29北教教政第1308号）  
この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

別 表

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会委員名簿  
(敬称略)

	所 属	氏 名	
学識経験者	筑波大学教授	藤井 穂高	
	法政大学教授	杉崎 和久	
町会・自治会 等推薦委員 【最大13 名】	神谷一丁目町会	三浦 軍時	
	神谷二丁目南町会	下山 豊	
	神谷二丁目中町会	山本 鑛一	
	神谷二丁目北町会	森 薫弘	
	神谷三丁目町会	安田 勝彦	
	神谷新生自治会	岡山 嘉夫	
	富士自治会	服部 健二	
	神谷堀公園ハイツ自治会	中條 壽信	
	神谷二丁目1 2号棟自治会	庄司 純子	
	赤羽南自治会	金子 勝男	
	赤羽南一丁目団地自治会	矢本 守	
	東十条5丁目町会	浜田 美佐子	
	東十条6丁目町会	加藤 正志	
	青少年 地区委員会 推薦委員 【3名】	青少年神谷地区委員会	河村 謙
		青少年赤羽地区委員会	北村 由紀子
青少年東十条地区委員会		鈴木 将雄	
小中学校 PTA 推薦委員 【6名】	神谷小学校PTA (2名)	中根 健二	
		横田 雅美	
	稲田小学校PTA (2名)	溝口 文康	
		山岸 真朗	
	神谷中学校PTA (2名)	内田 靖徳	
		森田 薫	
小中学校 代表 【6名】	神谷小学校校長	大塚 順司	
	神谷小学校副校長	鎌田 康史	
	稲田小学校校長	小島 みつる	
	稲田小学校副校長	小杉 晃	
	神谷中学校校長	島津 睦雄	
	神谷中学校副校長	関根 克洋	
区職員 【3名】	子ども未来部長	栗原 敏明	
	まちづくり部長	横尾 政弘	
	土木部長	荒田 博	

【事務局】

事務局	教育振興部長	田草川 昭夫
	教育政策課長	野尻 浩行
	学校改築施設管理課長	鈴木 正彦
	学校支援課長	浅香 光男
	生涯学習・学校地域連携課長	古平 聡
	教育指導課長	山崎 隆
	子ども未来課長	銭場 多喜夫
	営繕課長	丸本 秀昭
	都市計画課長	寺田 雅夫
	道路公園課長	佐野 正徳
	教育指導課指導係統括指導主事	水浦 茂樹
	教育政策課教育政策主査	石山 永夫
	教育政策課指導主事	大塚 尚弘
	教育政策課	槇 朋子
	教育政策課	田中 堅一郎
	教育政策課	箴島 茂久

## 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会傍聴規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴の人数)

第2条 傍聴人の人数は、各会場の収容人員に応じて、座長が決定する。

## (傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の座長（以下「座長」という。）に自己の住所及び氏名を申し出て、傍聴受付簿（第1号様式）に必要な事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により傍聴受付簿に記入した者の数が、第2条の規定により座長が決定した人数を超えるときは、当該記入した者の中から抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は係員に傍聴券を呈示し、傍聴席につかなければならない。

4 傍聴人は傍聴を終え、退出するときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

## (傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴席にある者は静粛を旨とし、次に掲げる事項をしてはならない。

(1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表すること

(2) 私語、雑談、又は騒ぎ立てる等他人の迷惑となる行為をすること。

(3) みだりに傍聴席を離れること。

(4) 飲食又は喫煙をすること。

(5) 前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をすること。

## (撮影・録音の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に座長の許可を得た場合はこの限りでない。

## (違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規程に違反したときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これに退場を命ずることができる。

## (傍聴人の退場)

第7条 座長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

2 協議会において会議を公開しないこととしたときは、傍聴人は、座長の指示に従い、速やかに退場しなければならない。



第1号様式  
傍聴受付簿

年 月 日

受付番号	氏名	住所	抽選結果

(注意) 本簿に記入されても、記入者が定員を超えた場合又は会議が非公開となった場合は、傍聴できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 結果等の周知

- 1 「協議会だより」
  - 事務局が「協議会だより（案）」を作成し、座長に確認していただいたうえで、協議会委員へ送付します。
  - 神谷中サブファミリー内にお住いの皆さまへは、町会・自治会の回覧板、掲示板によりお知らせします。
  - 神谷中サブファミリー内の小中学校の児童及び生徒を通じて、全保護者へ配付します。
  - 神谷中サブファミリー内の幼稚園、保育園、児童館へ館内での掲示を依頼します。
  - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室、教育委員会事務局教育政策課及び図書館で、どなたでも閲覧ができるようにします。
  - 北区ホームページへ掲載します。
  
- 2 「協議会議事要録」
  - 事務局が「協議会議事要録（案）」を作成し、座長に確認していただいたうえで、協議会委員へ送付します。発言者名は公開しません（匿名化）。
  - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室、教育委員会事務局教育政策課及び図書館で、どなたでも閲覧ができるようにします。
  - 北区ホームページへ掲載します。
  
- 3 「協議会資料」
  - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室及び教育委員会事務局教育政策課で、どなたでも閲覧ができるようにします。
  - 傍聴者へも配付します。

# 北区立施設一体型小中一貫校 設置基本方針

平成29年2月

北区教育委員会



# 目 次

第 1 部	北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針	1
第 2 部	基本方針の考え方	5
1	施設一体型小中一貫校設置の経緯	
(1)	北区における小中一貫教育の経過	5
(2)	北区における小中一貫教育の検証	6
(3)	北区における小中一貫校設置の検討	6
(4)	北区における小中一貫校配置の検討	7
2	施設一体型小中一貫校の構想	
(1)	位置付け	9
(2)	設置意義	9
(3)	指定校制度および通学区域	9
(4)	学校ファミリー構想との関係	10
(5)	教育内容	10
(6)	学校経営	11
(7)	学校施設	12
3	施設一体型小中一貫校の設置に向けて	
(1)	設置協議	13
(2)	設置推進	13
(3)	土地活用構想	14
(4)	設置にあたっての課題	15
(5)	開校に向けた事業スケジュール	15
4	今後の小中一貫教育の展望	16

# 第1部 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針

北区における小中一貫教育のさらなる充実を図るため、施設一体型小中一貫校を設置します。本方針は、設置について基本となる考え方を明確化するもので、各事項の詳細については今後検討することとします。

## 1 設置方法及び学校としての位置付け

施設一体型小中一貫校は、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を、学校教育法第一条に定める一つの義務教育学校として設置します。

## 2 設置の目的

施設一体型小中一貫校は、児童・生徒が、義務教育9年間を一貫した教育目標と教育環境のもとで学ぶことのできる学校教育を実施します。

児童・生徒一人ひとりの発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を行うとともに、施設一体型としての利点を活かし、学校教育における新たな取り組みに積極的にチャレンジすることで、教育内容のより一層の充実を図り、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

そして、新たな取り組み等の成果を他の区立小・中学校に発信するとともに、他のサブファミリーにおいても実施可能な取り組み方法等を検討し、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図り、北区の子どもたちの健やかな成長を実現するために設置するものです。

## 3 設置場所

施設一体型小中一貫校の学校施設は、現在の神谷中学校、神谷小学校、神谷公園、神谷体育館が所在する土地に新築することとします。また、現神谷中学校敷地北側部分に神谷公園を移設します。

#### 4 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校については、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用します。対象となる稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校の通学区域を基本としますが、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

#### 5 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けます。

これまで北区が推進してきた「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」のさらなる充実に向けて、その推進役的な役割を担う学校とします。

#### 6 教育内容

##### (1) 小中一貫教育の推進

北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム、北区保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性にも配慮し、児童・生徒の発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進します。

##### (2) 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては6-3制を基本とし、4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れることとします。

##### (3) 教科担任制について

小学校高学年（5年生・6年生）を対象に、教科担任制の導入を図ります。

##### (4) 部活動について

小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ります。

##### (5) 学校行事の実施について

学校行事については、各行事の内容やねらいに応じて、9学年合同での実施や対象学年を区分しての実施など、柔軟な対応を図ります。

## 7 学校経営

### (1) 教職員体制について

教職員については、国・都の基準に基づき配置し、校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名と複数の副校長を配置します。

また、全ての教員が必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備します。

### (2) P T A 活動について

保護者等の意見を十分に踏まえた上で、9学年が一つとなったPTA活動について、支援方法も含め検討します。

### (3) 地域との連携について

地域と一体となった学校経営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

## 8 学校施設

施設一体型小中一貫校の学校施設については、「北区立小・中学校整備方針」を踏まえ、下記事項に配慮し、整備するものとします。

### (1) 施設環境について

9年間の一貫した教育活動・学校経営に適した施設環境を確保します。また、学校と地域が連携し、子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。

### (2) 施設配置について

児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことに配慮し、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備の工夫を行います。

### (3) 安全性について

日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができるよう、安全に配慮した校舎、教室、運動場等の配置を行います。

### (4) 防災について

地域の防災拠点として、「災害に強い学校施設」を整備します。



## 9 設置に向けての進め方

保護者や地域関係者が参加する検討組織により具体的な検討を行うとともに、学校施設の建設を計画的に進めます。

### (1) 区民が参画する検討組織の設置

開校に至るまでの間、学校、保護者、地域関係者及び区（教育委員会を含む）関係者で構成する検討組織を設置し、開校に向けた課題について協議します。

### (2) 開校までのスケジュール

上記の検討組織における意見等を踏まえ、施設一体型小中一貫校の全体構想を策定します。これを踏まえ、学校施設の新築基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計、解体工事・建設工事等を進めます。

併せて、開校に向けて小中一貫校の教育内容や学校経営の詳細について検討を行っていきます。

## 10 施設一体型小中一貫校設置後の展開

施設一体型小中一貫校の取組については、その成果を検証し、他のサブファミリーの小中一貫教育に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の充実・強化を図ります。そのための仕組みづくりについても検討を行います。

## 第2部 基本方針の考え方

### 1 施設一体型小中一貫校設置の経緯

北区では、平成 15 年度に「北区学校ファミリー構想」を策定し、他区に先駆けて小中連携教育を推進し、平成 24 年度から全ての小中学校で小中一貫教育を実施してきました。

平成 25 年度～平成 26 年度には、「北区小中一貫教育検証委員会」を設置し、これまでの小中一貫教育の取り組みを検証するとともに、平成 27 年度には、「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置、平成 28 年度には、「北区小中一貫校配置検討委員会」を設置し、施設一体型小中一貫校の設置についての検討を行いました。

#### (1) 北区における小中一貫教育の経過

北区における小中一貫教育は、北区学校ファミリー構想（平成 15 年 7 月策定）の取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、一つの中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本に、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」を推進してきました。

##### 第 1 段階（平成 19～20 年度）

小中一貫教育に関する基本的考え方についての検討組織を設置し、平成 20 年 11 月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定。

##### 第 2 段階（平成 20～23 年度）

4 つのサブファミリーでモデル事業を推進し、その成果を踏まえ、平成 24 年 2 月に「北区小中一貫教育実施方策策定基準」を策定。

##### 第 3 段階（平成 24 年度～）

平成 24 年 4 月から小中一貫教育を全校で実施。

平成 25 年 7 月に「北区小中一貫教育カリキュラム」を作成。

## （２）北区における小中一貫教育の検証

北区における小中一貫教育のこれまでの取り組みについての検証を行うため、平成 26 年 2 月に北区小中一貫教育検証委員会を設置しました。

同年 10 月「北区小中一貫教育検証委員会報告書」を作成し、今後の北区の小中一貫教育における 3 つの視点とその具体的な推進方法を整理しました。

- 視点 1 就学前教育から中学卒業後の子どもたちを見据えた小中一貫教育を、保護者や地域住民と一体となって推進する
- 視点 2 小中一貫教育の推進に向けて、教職員等が十分に能力を発揮できる環境を整える
- 視点 3 小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置する

## （３）北区における小中一貫校設置の検討

北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校の設置について検討を行うため、平成 27 年 4 月に北区小中一貫校設置検討委員会を設置しました。

同年 10 月「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」を作成し、施設一体型小中一貫校の設置にあたって、5 つの観点から基本的な考え方を整理しました。

- I. 施設一体型小中一貫校の位置付けについて
  - ①施設一体型小中一貫校に期待すること ②学校規模
- II. 施設一体型小中一貫校の教育について
  - ①学年段階の区切り ②教科担任制 ③部活動 ④学校行事
- III. 施設一体型小中一貫校の運営について
  - ①教職員体制 ②PTA 活動 ③地域との連携
- IV. 施設一体型小中一貫校の施設について
  - ①施設環境 ②敷地面積 ③施設配置 ④他施設との複合化
- V. 施設一体型小中一貫校の設置に向けて
  - ①義務教育学校との関係 ②学校改築改修計画との関係 ③準備体制

#### （４）北区における小中一貫校配置の検討

北区における施設一体型小中一貫校の設置について、対象校の選定等の具体的な検討を行うため、平成 28 年 4 月に北区小中一貫校配置検討委員会を設置しました。

同年 11 月「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」を作成し、「北区立小・中学校改築改修計画」において未だ改築計画の定められていない中学校 3 校（堀船中学校・神谷中学校・飛鳥中学校）を候補校として、サブファミリー内の小学校との関係を考慮に入れたうえで、4 つの項目による比較検討を行い、その内容をまとめました。

##### 比較検討項目 1 地域との関係性

比較検討項目 1 の地域との関係性においては、当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、施設一体型小中一貫校として 1 つにまとまった場合でも、現在 19 ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず 1 校は小学校が残ること

サブファミリー	評価基準	総合評価
①堀船中サブファミリー	答申との整合	課題有り
②神谷中サブファミリー	答申との整合	適
③飛鳥中サブファミリー	答申との整合	適

##### 比較検討項目 2 児童数・生徒数の推移

比較検討項目 2 の児童数・生徒数の推移においては、将来的な児童数・生徒数の増加数が最も多く、今後の小・中学校の施設や設備について、改修・改善等の必要性が高いこと

サブファミリー	評価基準	推計（H33）	総合評価
①堀船中サブファミリー	児童・生徒数	24 名増	課題有り
	学級数	2 学級減	
②神谷中サブファミリー	児童・生徒数	263 名増	適
	学級数	5 学級増	
③飛鳥中サブファミリー	児童・生徒数	103 名増	適
	学級数	1 学級増	

## 比較検討項目3 通学距離

比較検討項目3の通学距離においては、小学生の通学距離の基準である1kmをカバーしており、児童の通学に与える影響が少ないこと

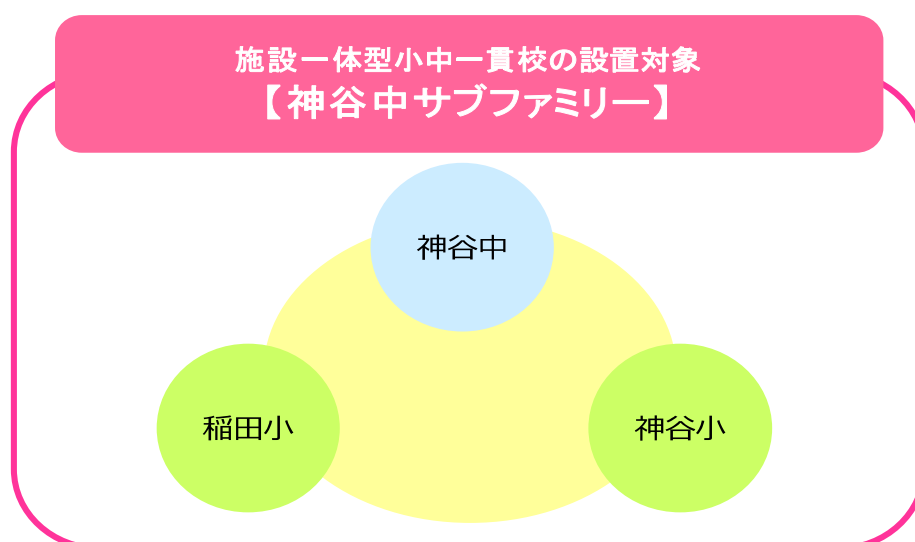
サブファミリー	評価基準	1km以内学区域	総合評価
①堀船中サブファミリー	堀船小学校区	100%	課題有り
	滝野川第五小学校区	57%	
②神谷中サブファミリー	神谷小学校区	100%	適
	稲田小学校区	100%	
③飛鳥中サブファミリー	滝野川小学校区	100%	適
	西ヶ原小学校区	100%	

## 比較検討項目4 校地面積の確保

比較検討項目4の校地面積の確保においては、周辺の公共施設を学校敷地として一体的に活用することが出来れば、施設一体型小中一貫校の設置に望ましい敷地面積が確保できること

サブファミリー	施設名	敷地面積	合計敷地面積	総合評価
①堀船中サブファミリー 堀船中学校：12,260.72㎡	なし	—	12,260.72㎡	課題有り
②神谷中サブファミリー 神谷中学校：6,844.64㎡	神谷体育館敷地	981.95㎡	15,735.13㎡	適
	神谷小学校校地	7,908.54㎡		
③飛鳥中サブファミリー 飛鳥中学校：9,885.56㎡	なし	—	9,885.56㎡	課題有り

上記の4点を踏まえ、各項目の検討結果を総合的に判断し、神谷中学校サブファミリーにおいて、施設一体型小中一貫校を設置することとします。



## 2 施設一体型小中一貫校の構想

「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」および改正学校教育法の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、施設一体型義務教育学校として設置することとし、設置にあたっての構想をまとめました。

### (1) 位置付け

「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」および改正学校教育法（平成 28 年 4 月 1 日施行）の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、同法第一条に定める義務教育学校として設置します。

また、「北区小中一貫教育基本方針」、「北区小中一貫教育実施方策策定基準」、「北区小中一貫教育カリキュラム」を踏まえた学校教育を実施し、北区がこれまで推進してきた小中一貫教育との調和を図ります。

### (2) 設置意義

施設一体型小中一貫校については、小学校と中学校の義務教育 9 年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、「中 1 ギャップ」の解消、子どもの発達早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

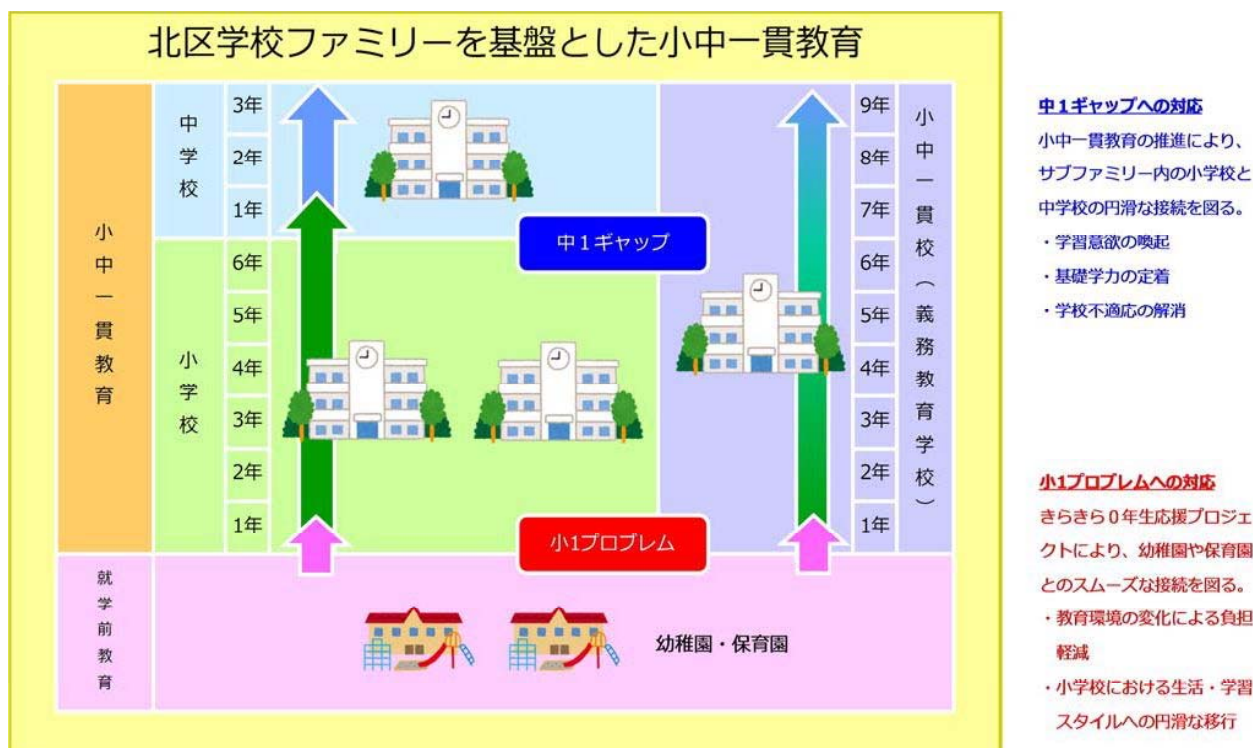
そして、施設一体型小中一貫校における成果について、施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、他の区立小・中学校にフィードバックすることで、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図る「小中一貫教育の推進役」となることを目標とします。

### (3) 指定校制度および通学区域

「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、指定校制度及び通学区域制度を堅持するとともに、設置対象となるサブファミリー内の小学校および中学校の通学区域を基本とし、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じてその区域を見直します。

#### (4) 学校ファミリー構想との関係

学校ファミリー構想のもと、既存のサブファミリーの枠組みを継承します。設置対象となるサブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、サブファミリーを構成する小学校と中学校を1つの施設一体型小中一貫校として設置します。



#### (5) 教育内容

##### ① 学年段階の区切りについて

教育課程の区分や、区内外の他の小・中学校との調和を図るため、施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては、6-3制とします。

ただし、先行自治体で実施されている4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れたうえで、9年間の教育目標の設定や9年間の系統性・連続性を確保した教育課程により教育活動や学校運営を行います。

##### ② 教科担任制について

児童の授業理解の向上や教員の負担軽減を目指し、小・中の教員の授業乗り入れ等により、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、国語・算数・理科・

社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の導入を図ります。

### ③部活動について

部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指して、小学校高学年（５年生・６年生）について、部活動への参加を図ります。

また、施設一体型小中一貫校については、中学校の教員のみならず、小学校の教員が部活動の顧問になることを検討し、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図ります。

### ④学校行事の実施について

学校行事には、儀式的行事、文化的行事、体育的行事があります。施設一体型小中一貫校においては、敷地面積の制限等はあるものの、いずれの行事についても小・中合同での実施を検討します。

ただし、行事の内容やねらいによっては、５年生～７年生の３学年での実施や、１年生～４年生と５年生～９年生に分けた実施等、施設一体型小中一貫校ならではの創意工夫により学校行事を実施します。

### ⑤特別支援教室について

「第三次北区特別支援教育推進計画」を踏まえ、特別支援教室の整備について、検討を行います。

## （６）学校経営

---

### ①教職員体制について

教職員については、国・都の基準に基づき配置します。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長１名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長１名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長１名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長１名の配置といった複数の副校長の配置を検討します。

また、全ての教員が必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備し、１～９年生の相互乗り入れ授業や５・６年生における教科担任制の導入を推進します。



## ② P T A 活動について

P T A は任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえたうえで、施設一体型小中一貫校については、ひとつの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A 活動についても出来る限り小・中が合同で活動することを検討します。併せて、小・中合同での P T A 活動を支援するための環境整備を行います。

## ③ 地域との連携について

施設一体型小中一貫校については、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

また、施設の高機能化・多機能化を進め、区民・地域への開放を推進します。

# (7) 学校施設

## ① 9年間の学びを支える施設環境の整備について

施設一体型小中一貫校については、9年間の一貫した教育活動および学校経営に適した施設環境を整備します。また、9年間を通じて学校と地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。

## ② 施設配置について

施設配置については、児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことになるため、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備を検討します。

## ③ 安全性について

安全性については、日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができることなど、安全に配慮した校舎、教室、運動場等の配置を行います。

## ④ 防災について

地域の防災拠点として、避難所機能の充実や減災を考慮した施設整備による「災害に強い学校施設」を整備します。

### 3 施設一体型小中一貫校の設置に向けて

「北区初」となる施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、設置の対象となるサブファミリー内の小学校・中学校の学校関係者および地域関係者との合意形成を図りながら開校に向けて進んでいく必要があります。

#### (1) 設置協議

施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等を行うとともに、これまでのサブファミリーの枠組みを尊重し、学校ファミリー構想との調和を図る必要があります。そのため、設置の対象となる神谷中サブファミリーを構成している稲田小学校・神谷小学校・神谷中学校の3つの学校を1つの小中一貫校として設置します。

設置にあたっては、神谷小学校・稲田小学校・神谷中学校の関係者に向けた説明会等を開催し、丁寧な説明を行うとともに、検討組織（協議会等）を設置し、教職員、PTA、保護者等の学校関係者はもとより、地域住民の意見を十分に踏まえ、「地域に根ざした施設一体型小中一貫校」の設置を目指します。

#### (2) 設置推進

学校は「地域コミュニティの拠点」・「防災の拠点」であり、まちづくり・地域振興等の地域経営の視点も重要であり、施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、これらの点の充実を図らなければなりません。このため、全庁的な協力体制・連携体制を築いたうえで、着実に一步一步進めていくことが重要です。

また、施設一体型小中一貫校については、全国的にも設置数は少なく、北区については設置の実績がありません。そのため、今後の具体的な設置を進めるにあたっては、先進事例についての十分な調査・研究を行い、北区の状況および地域の状況に応じた施設一体型小中一貫校の設置を目指していきます。

### (3) 土地活用構想

現在の「神谷中学校」、「神谷小学校」、「神谷公園」、「神谷体育館」、「旧教育未来館」の土地を活用して、下図の位置に施設一体型小中一貫校を設置します。なお、学校施設の建設については、近隣への工事ヤードの確保に努めるとともに、児童・生徒および教職員に移転の負担が掛からない手法を検討します。また、学校施設の配置にあたっては、良好な教育環境の確保とともに、「防災」や「まちづくり」の視点を考慮します。

【施設配置（案）イメージ】



#### (4) 設置にあたっての課題

施設一体型小中一貫校の設置については、学校関係者および地域の意見を踏まえたうえで、計画的に推進していく必要があり、今後、前記「検討組織（協議会等）」等で具体的な検討をすべき事項を整理すると以下のとおりとなります。

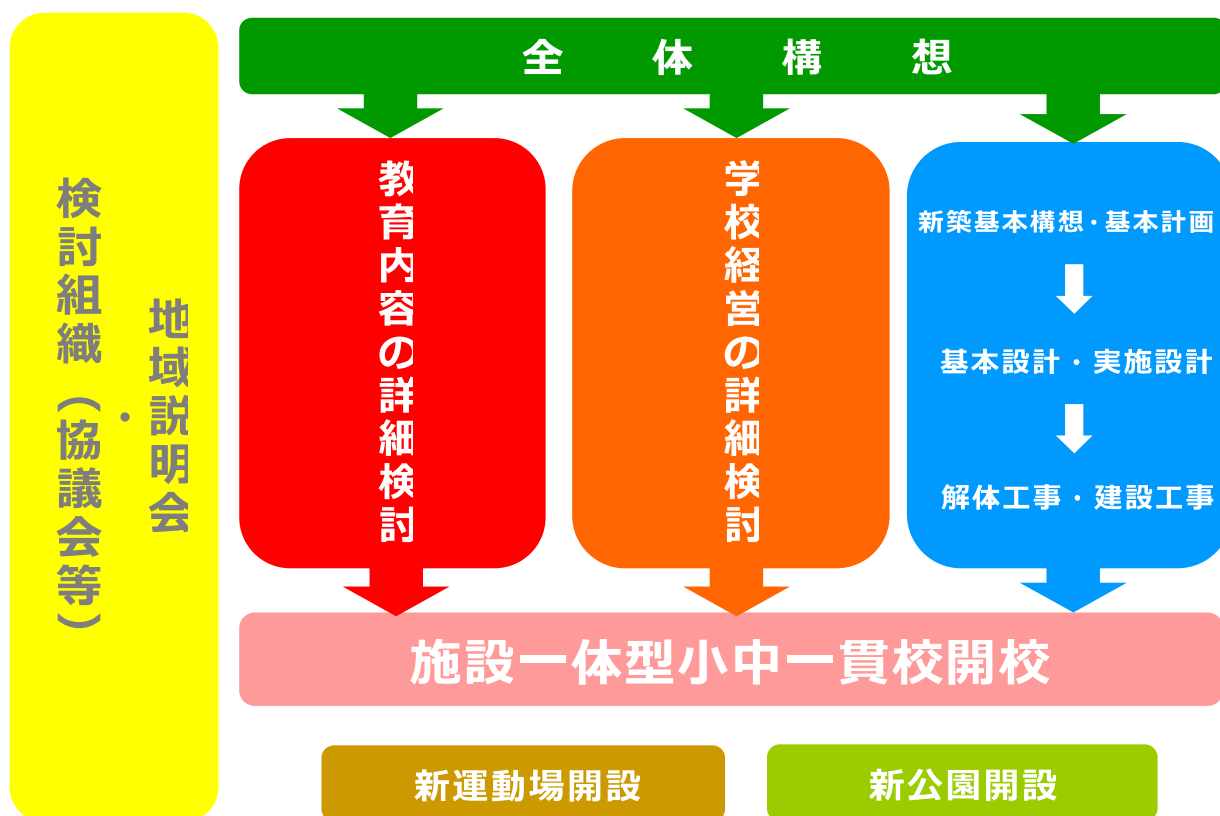
##### 【今後の主な検討課題】

- 施設一体型小中一貫校の通学区域について
- 施設一体型小中一貫校の施設整備について
- 施設一体型小中一貫校と他施設との複合化について
- 施設一体型小中一貫校の教育内容について
- 施設一体型小中一貫校の校名・校歌・校章について
- 施設一体型小中一貫校のコミュニティ・スクール化について 等

#### (5) 開校に向けた事業スケジュール

「検討組織（協議会等）」の意見を踏まえ、施設一体型小中一貫校の「全体構想」等を策定していきます。また、事業の進捗に合わせて、適宜、「地域説明会」を開催し、サブファミリー内に広く情報発信をしていきます。

##### 【開校に向けた事業イメージ】



## 4 今後の小中一貫教育の展望

北区の小中一貫教育の更なる充実・発展に向けて、「施設一体型小中一貫校」の設置をはじめ教育施策を展開していくことで、「教育先進都市・北区」の推進を図ります。

北区における小中一貫教育は、基本的考え方をまとめた第1段階、モデル事業を実施した第2段階、そして全校実施となった第3段階を経てきました。今後は、第4段階として内容の質的向上に努め、より一層の充実を図るとともに、施設一体型小中一貫校の設置という新たな展開を踏まえ、北区の小中一貫教育の更なる充実と発展を推進していきます。

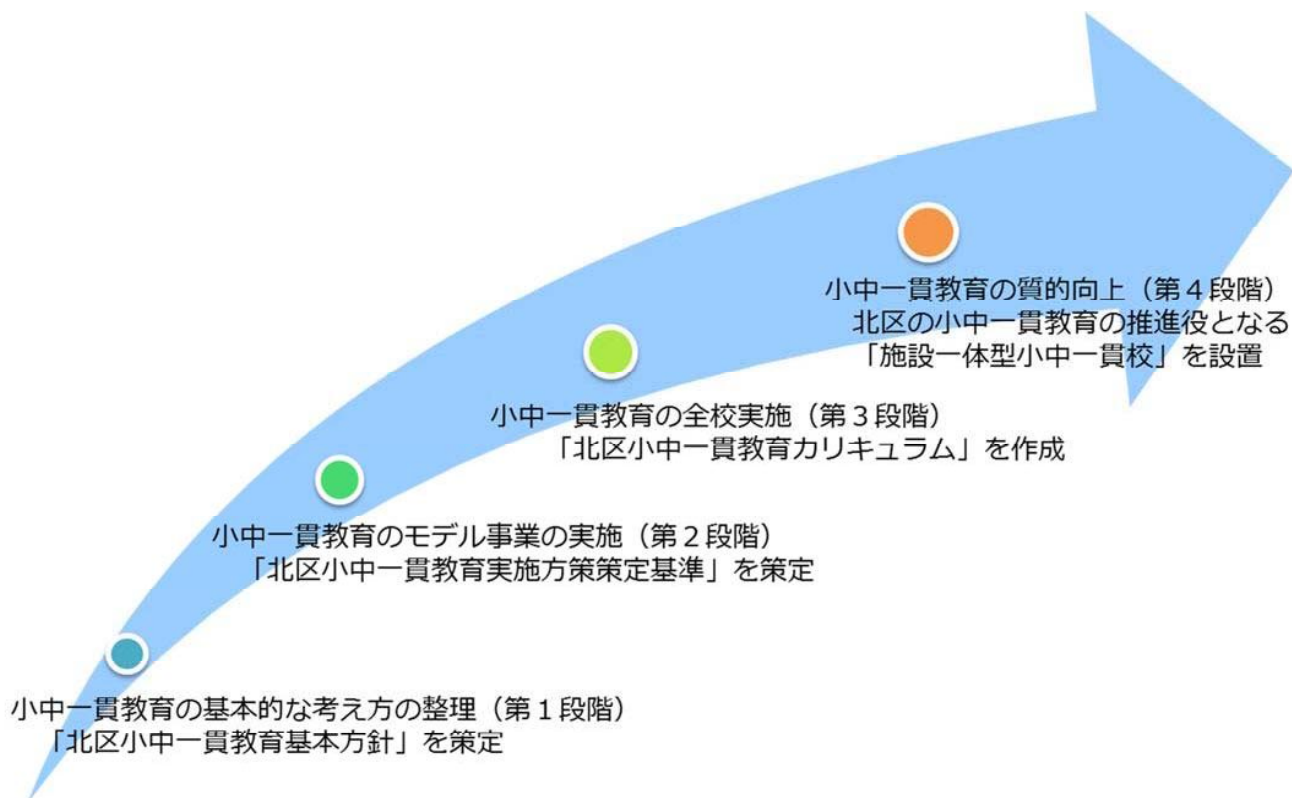
施設一体型小中一貫校の教育内容の検討に合わせて、現行の小中一貫教育の改善方法等についても適宜検討し、可能なものは実施していきます。また、新たに学校を改築する際には、施設一体型小中一貫校（義務教育学校）や、現在の学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育の発展型としての施設分離型小中一貫校（義務教育学校）設置の可能性についても検討します。

施設一体型小中一貫校の設置後はその成果を検証し、研究発表や教員対象の研修会等を通じて、他のサブファミリーの小中一貫教育への活用を図ります。そのための仕組みづくりについても検討を行います。

小中一貫教育は、小学校、中学校だけで完結するものでなく、就学前教育との一体化はもとより、中学卒業後の子どもたちを見据えて取り組むことが重要です。保護者はもとより、幼稚園、保育園、児童館（子どもセンター、ティーンズセンター）などの関係機関、町会・自治会、青少年地区委員会などの地域団体、さらには高校や大学、企業なども含め、まさに地域が一体となって連携、協力し、子どもの発達段階に応じた教育を推進していきます。

このような視点から、更に地域との連携強化を図るため、学校評議員制度やコミュニティ・スクール制度のサブファミリー単位の活用、サブファミリーを意識したPTAや学校支援地域本部（学校支援ボランティア）活動の推進などについて、検討を進めていきます。

【北区の小中一貫教育の更なる充実と発展に向けて】



# 北区立施設一体型小中一貫校 設置基本方針

刊行物登録番号 28-1-119

発行年月 平成29年2月

発行 北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課  
〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号  
電話 03-3908-9279

## 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校校舎配置案の検討経過について

(検討に当たっての留意点)

- ・ 学校規模（延床面積）は概ね 15,000～16,000 m<sup>2</sup>、グラウンドの面積は約 8,500 m<sup>2</sup>とする。
- ・ 学校活動及び安全管理に配慮し、校舎と運動場はできる限り隣接した一体感のある配置とする。また、グラウンドにはなるべく大きなトラックを確保する。
- ・ 公園については現状面積（3,772 m<sup>2</sup>）を上回るものとし、防災機能の向上や利便性に配慮する。
- ・ 体育館や特別教室など、地域開放施設の管理及び利用に配慮する。
- ・ 周辺住戸への影響について考慮する。
- ・ 工事に伴う、子どもたちや教職員への負担（仮移転、代替施設の使用など）の軽重についても考慮する。

## &lt;ケース 1&gt;

- ① 校舎棟からグラウンドまでの距離が遠く、移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。グラウンドに大きなトラックを確保することはできない。ただし、サブグラウンドを設置することで学年に応じた運動場を提供できる。
- ② 体育館棟・グラウンド・公園を集約することで避難所機能の向上が見込まれる。ただし、公園の利便性の向上は見込めない。校舎棟と分離した体育館棟及びグラウンドは地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、中学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。小学校は現在の校舎をそのまま利用できる。



<ケース2>

- ① 学校教育機能の多くを校舎棟に集約できるが、校舎棟とグラウンドが公園に分断される。また、ケース1と同様に移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。グラウンドに大きなトラックを確保することが出来るが、遠いため休み時間等での利用が難しい。
- ② 校舎・体育館棟と公園・グラウンドが離れていることから災害時の避難所機能に課題があり、公園の利便性も向上しない。また、校舎棟と体育館棟が一体のため、地域開放施設の配置に工夫が必要である。
- ③ 公園の位置が変わらないことから他のケースに比べて近隣住環境への変化は少ない。
- ④ 工事にあたっては、ケース1と同様に、中学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。小学校は現在の校舎をそのまま利用できる。

<ケース3>

- ① 校舎棟を中央に配置することで、体育館棟にもグラウンドにも移動しやすく、安全管理上からも望ましい。また、グラウンドが一体的で広く大きなトラックを確保することができる。
- ② 公園を北運動公園と一体的に整備できるので地域防災機能の向上が見込まれ、接道条件の改善により公園の利便性が向上する。また、北側の体育館棟を地域開放エリアとして一体的に捉えることができるため、地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、小・中学校ともに仮移転は不要である。ただし、中学校については、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。

<ケース4>

- ① ケース3と同様に、校舎棟を中央に配置することで、体育館棟にもグラウンドにも

移動しやすく、安全管理上からも望ましい。グラウンドに大きなトラックを確保することはできない。ただし、サブグラウンド設置により学年に応じた運動場を提供できる。

- ② 校舎棟・グラウンド・公園を集約することで避難所機能の向上が見込まれる。ただし、公園の利便性の向上は見込めない。北側の体育館棟とサブグラウンドを地域開放エリアとして一体的に捉えることができるため、地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、ケース3と同様に小・中学校ともに仮移転は不要である。ただし、中学校については、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。

#### <ケース5>

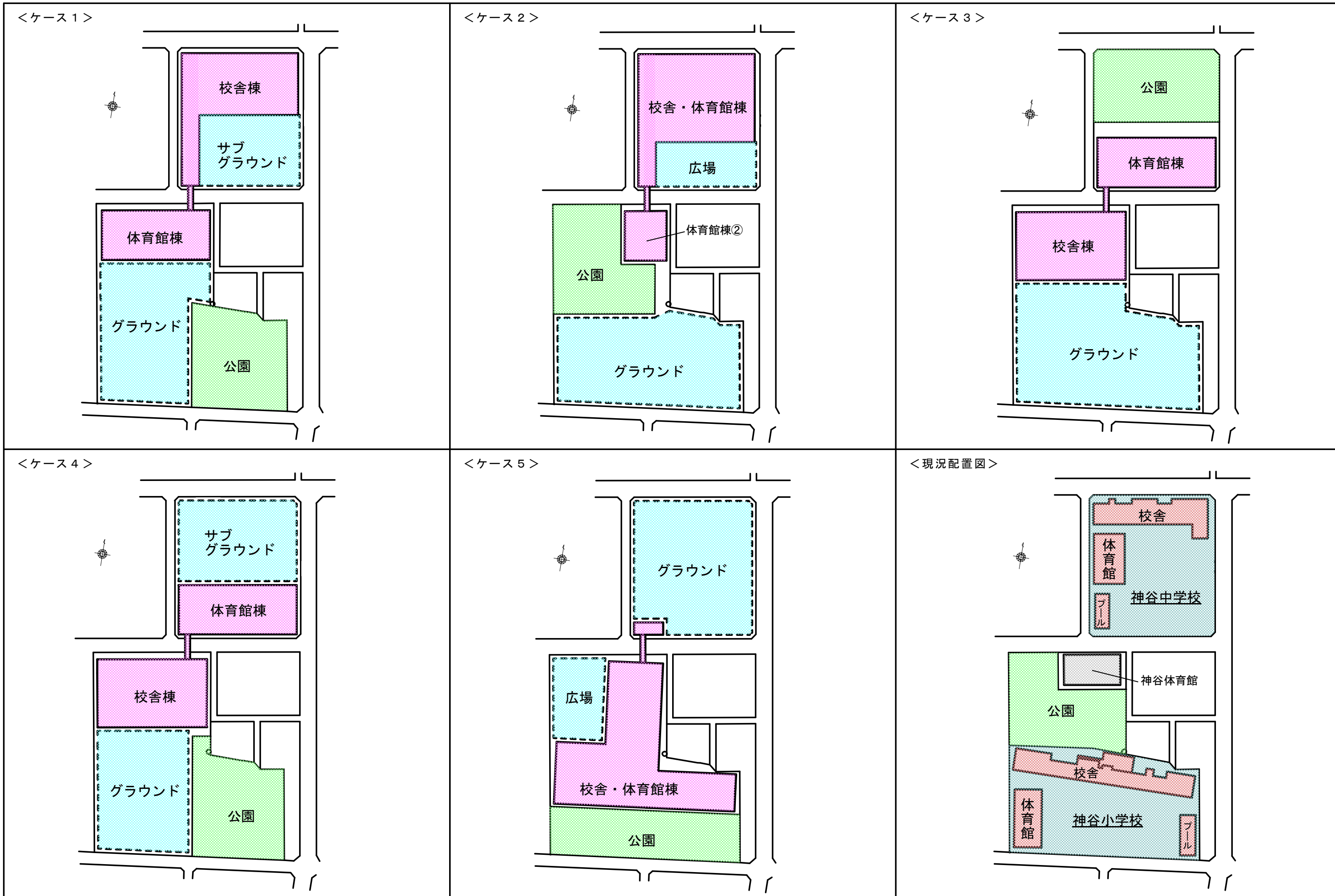
- ① 学校教育機能を校舎棟に集約することができる。ただし、ケース1と同様に移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。ただし、広いグラウンドと大きなトラックを確保することが出来る。
- ② 災害時の校舎・体育館棟と公園との連携は見込めるが、公園の利便性に課題がある。校舎棟と体育館棟が一体のため、地域開放施設の配置に工夫が必要である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、小学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。中学校は現在の校舎をそのまま利用できる。

#### 【総評】

総合的に検討した結果、施設一体型の利点を最大限に生かすことができるケース3の配置が、最もふさわしいものとする。

(白紙)

比較検討図



※校舎棟には普通教室を中心に管理諸室等を配置し、体育館棟には特別教室等も配置する予定であるが、必要諸室数が未定のため各棟の諸室配分は未定である。

## 神谷公園の都市計画変更について

北区では、施設一体型小中一貫校の整備の機会を捉え、神谷公園の都市計画変更を予定している。

「北区都市計画マスタープラン 2010」では、まちの将来像に、安全で安心に暮らせるまちを目指すこととしており、その取り組みの大きな一つとして、各種の公園や緑地の整備により、延焼遮断や避難場所の確保など、防災機能の向上が重要な課題となっている。

当区における住民一人当たりの公園面積は約3㎡で、北区立公園条例に掲げる都市公園の設置基準である住民一人当たりの標準公園面積の5㎡以上には程遠く、多くの地域で公園が不足している。

当該公園が位置する神谷地域は、土地区画整理事業により概ね都市基盤が整備され、住宅と商業施設、工場などの平面的・立体的共存する区域で「北運動公園一帯」が避難場所として指定されている。

大地震等の災害から区民の生命・身体・財産を守るために策定した「北区地域防災計画」では、地域特性に応じた防災まちづくりについて、以下の2つの視点を掲げている。

- ①避難場所内もしくは隣接地を中心とした、公園・緑地の整備推進
- ②公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮した身近に利用できる街区公園・児童遊園の整備推進

また、「北区緑の基本計画」では、日常生活の安全・安心を高める緑づくりに向けて、以下の2つの視点を掲げている。

- ①オープンスペースの拡大や緑化により、避難場所の安全性の向上
- ②公園や学校を含めて、避難場所となる施設では安全な空間の確保

このような状況の中、区内の公園、緑地の拡大や利活用等は、首都直下地震の切迫性などを踏まえると喫緊の課題となっている。

現在の神谷公園は、昭和13年に開園した公園で、開園後79年を超え、施設の老朽化も進行し、公園施設の更新時期を迎えている。

- ・ 今回の施設一体型小中一貫校の整備を契機に公園施設の更新が図れること。
- ・ 北運動公園や地区内幹線道路などの避難経路に接続する配置とすることで、避難ルートを含めた避難場所「北運動公園一帯」の災害時の安全性の機能向上が図られること。
- ・ 変更後の公園区画が正形に近く、三方道路からアクセスが可能となることで、施設配置の自由度や利便性の向上が図られること。
- ・ 公園面積が増えること。

などから、地域の防災性の向上等に寄与する都市計画公園の位置と規模の変更手続きが必要となっている。

「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校」地域住民説明会 質疑の概要

【説明会実施日時】

平成29年5月16日（火） 19：00～20：58	参加者18名	旧教育未来館
平成29年5月20日（土） 13：30～18：35	参加者33名	〃
平成29年5月28日（日） 10：00～12：00	参加者70名	〃

I 説明会の状況

3回の説明会において、出席者と発言者は近隣マンション住民の方が多数でした。発言の多くが配置案や公園の移設に反対するもので、28日の説明会においては、学校施設の配置案は白紙に戻すべき旨の発言に対して多数の拍手が起きました。また、開校推進協議会への参加や意見を言う場の設置についても、多くの意見が寄せられましたが、小中一貫校の設置そのものに強く反対する意見はありませんでした。

II 質疑概要

1 施設一体型小中一貫校設置基本方針の策定について

(1) 配置案・レイアウトについて

質問・意見の概要	回答の要旨
一番影響を受ける周辺住民の意見を聞かずに、既に建てる前提になっていること、またその上で示された今回の配置案には反対であり、見直しを求める。	周辺の方たちが影響を受けることは認識していますが、基本方針に示した場所の変更は現時点では考えていません。学校施設の配置については案のとおりに進め、近隣に配慮した設計に努めたい。今後、開校推進協議会で議論し、最終的に区と教育委員会とで決定します。
レイアウトがどう決まったのか、説明が欲しい。複数案あるなかで利害関係者たちの意見を聞いたうえで案決定を行わなければ、住民が案に反対する余地がない。案決定をした後に一方的に現案でいくという説明だけでは納得できない。	施設配置の決定過程については、6月の開校推進協議会で説明します。

(2) 近隣住民の意見を聞く場の設置について（対象は小中一貫校建設予定地に接する住戸）

質問・意見の概要	回答の要旨
基本設計の前までに近隣住民の意見を聞いてもらえるのか。また、決定プロセスに地域住民の意見はどの程度反映してもらえるのか。進捗状況についても逐一報告してほしい。	開校推進協議会とは別に、節目節目で情報提供や周辺住民の方から意見を聴く場を設け、そこでいただいた意見は取りまとめの上、開校推進協議会に報告します。

(3) 基本方針決定までの進め方について

質問・意見の概要	回答の要旨
一番影響を受ける周辺住民に個別での説明は行わないのか。進め方自体が信用ならない。事前にもう少し進め方を考えていれば、このようにならなかったと思っている。	施設一体型小中一貫校の設置については、3年間にわたる検討を踏まえて基本方針を取りまとめました。行政の考えをまとめ、早く区民の方々にお知らせするため今回の説明会を設けました。地域の方々のご意見は真摯に受け止めて、進めていきたいと考えています。

2 マンション・近隣への影響について

(1) 校舎の階数、規模、グラウンド等について

質問・意見の概要	回答の要旨
敷地等の面積について、児童一人当たり何㎡といった基準はあるのか。	校舎については、およそ1万6000㎡あれば必要面積がクリアできます。

グラウンドは1つか。	校庭は8000～8500㎡程度を確保する予定で考えています。
学校の高さはどうなるのか。校舎は4階建てというが、学校はワンフロアが高いから、実際のマンションにすれば6階～7階ぐらいのところに来ると思う。仮に4階建てだったとしても、ほとんどこのマンションは隠れてしまうと思う。	建築基準法を考慮し決定します。確定ではありませんが、1万6000㎡の建物であれば4階建を超えることはないと思います。
校舎が分断されているが、なぜ校舎が2つなのか。移動するときのことは考えているのか。	より良い教育環境の確保を考え、基本方針に示したような学校施設の配置となりました。移動については、渡り廊下でつなぐことを考えています。
設計案に地域住民が納得できなかった場合、それを変更する余地があるのか。	学校施設の概要（何階建て、何階に何が入るかなど）が明らかとなる基本設計の段階で、設計案を地域住民にお示しします。近隣の方々の個別の問題については、個別具体的に話し合うこととなりますが、校舎全体の配置を変更するようなことは難しいと考えます。

## (2) 景観、日照権、資産価値について

質問・意見の概要	回答の要旨
校舎が今の公園のところに建つと眺望が気になる。	一般的に学校施設は4階程度です。住宅地なので、高い建物を建てることは考えていません。
日照権についてはどのように考えているのか。	日照権については、法律に沿って対応します。
近隣地域への資産価値への影響も大きい。「いながら改築」の重要性は理解できるが、この地域に住み続ける住民への資産価値等への配慮をどこまですると考えているか。	公園に校舎が建つことにより、公園北側住宅及び東側住宅の住民の方々に影響があることは認識しています。具体的な設計にあたり、極力周辺地域に影響が少なくなるような形での検討は行ってまいります。
緑があり子どもが遊んでいる姿も見える、そういう景観を考えてマンションを購入した。可能であれば今建っている校舎をその場所に新しく建て直す等、住民が納得できる学校を作ってほしい。マンション住民は本当に影響が大きい。	公園があることで学校が分断されてしまうのは教育の観点から望ましくありません。具体的なご意見として承ります。

## (3) プライバシーの確保について

質問・意見の概要	回答の要旨
近隣住戸のプライバシーは守られるのか。	当然それは配慮しなければならないと考えています。

## 3 開校推進協議会のあり方について

### (1) 協議会にマンション住民が入れるようにすることについて

質問・意見の概要	回答の要旨
今後影響を受ける町会、マンション管理組合、個人宅住人等の利害関係人が開校推進協議会のメンバーに入れるようにしてほしい。また、希望者は開校推進協議会に自由に参加できるシステムをつくってほしい。	開校推進協議会で個別の調整のような議論は想定しておらず、委員構成として、地域枠は設けていますが、各町会・自治会から1名ずつという枠で考えています。

## (2) 公園移設反対の意見を協議会に伝えることについて

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>開校推進協議会や庁内に、説明会で出された意見や要望をちゃんと伝えてもらえるのか。また、開校推進協議会に近隣住民の意見をどう出していくのか、資料を示してほしい。</p>	<p>説明会3回分の意見は議事要旨・資料として29日の開校推進協議会に提出します。また、その資料については、事前にお見せして確認してもらうこととします。</p>
<p>6月29日の開校推進協議会を開催するに当たり、少なくとも土地が接しているマンションや住宅の住民に対して開校推進協議会に提出する資料を確認することを約束してほしい。資料の確認については、教育委員会から出された資料を近隣住民が確認し意見を述べて、それを教育委員会で確認してもらい、修正したものをまた見せてもらいたい。</p>	

## (3) 建替えに関する問題について建築の職種の職員と話をすることについて

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>小中一貫校の教育の観点とまちづくりの観点を分けて、工事の専門の方と話をさせてほしい。開校推進協議会前の話し合いの場に来てほしい。</p>	<p>建設担当の職員を出席させるようにします。</p>

## 4 公園の移設について

### (1) 公園の移設前提での議論はしないことについて

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>公園移設ありきで進めてほしくない。神谷公園は都市計画法に基づく公園で貴重な憩いの場となっている。また、既存の運動公園に新公園をつけるというのは防災上の観点も含めてどうなのか。住民との話し合いの上で、施設配置の基本的な計画も変更する予定があるのか。</p>	<p>現在の公園は用地を二分する位置にあるため、移設は必要と考えています。公園を移設する手続きとしては、都市計画審議会で審議する前に住民説明会がありますが、そこがご要望の「話し合う場」に該当するかは不明です。</p>
<p>公園の移設自体を議題にする別の会議体を設置できないか。</p>	

### (2) 公園の整備等に関することについて

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>新しい公園の面積はどれくらいか。また、公園移転時に移転完了までの間に使用不可期間が生じると思うが、そうすると近隣保育園及び子どもたちに不利益が生じる。この点について配慮を求める。</p>	<p>現在の神谷公園の敷地面積が3800㎡くらいあるため、3800㎡以上の公園面積としたい。また、校舎建設中の使用不可能な期間については、近接地に新たな公園整備はできないため、近隣公園（北運動場公園周辺等）を利用させていただくこととなります。</p>
<p>公園を移設することが問題だ。公園は近隣の人の大切な場所。居ながら改築をやりたいからなくすのではないか。公園をつぶす前提には断固反対する。</p>	<p>教育環境としてはこれがベストの配置と考えています。</p>

## 5 学校の改築手法について

### (1) これまでの改築事例とその際の近隣への影響について

質問・意見の概要	回答の要旨
----------	-------



<p>これまで全く景観が変わるようなレベルの建替え、建っている家の隣に学校をつくりなおしたような建替えはあったのか。また、その際近隣の問題に対してどのように解決したのか。</p>	<p>これまで、小学校の場合で空き地に建築した例や、既存家屋の隣に学校をつくりなおしたことはあります。近隣との問題については、個別、または複数人で話し合いをするという方法があります。日照の問題は、建物のセットバックや高さの抑制をどこまで行っかなど、具体的な話をする中で対応しています。</p>
---	--

(2) 居ながら改築ではなく仮移転して建築することについて

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>居ながら改築の方法だと、空いている土地にしか校舎が建てられないので、設計にしぼりがかり大きな校舎が建つことになるのではないかと。設計がまだ決まっていなければ、なでしこ小仮校舎や児童数の少ない稲田小を活用し仮設校舎に移ればよいのではないかと。</p>	<p>居ながら改築が望ましいと考えている理由は、子どもたちや教職員への負担を軽減することができるからです。また、仮移転先の確保は難しいと考えています。なでしこ小の仮校舎は、跡地利活用検討委員会の中で活用方法が決まっています。また、稲田小は教室が足りずプレハブ校舎を建てており、神谷小の子どもの受け入れは難しい状況です。</p>

6 工事等のスケジュールについて

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>現段階で決定していることは何か、具体的な設計を行うのはいつなのか、実際に着工するのはいつなのか等どのようなスケジュールになっているのか。</p>	<p>区として現在決定していることは、施設配置を含め「施設一体型小中一貫校設置基本方針」に記載のとおりです。今後のスケジュールとしては、平成29年度に関校推進協議会で全体構想を策定し、設計2年、工事3年、校舎が完成するのは最短で平成35年度で、校舎完成後、グラウンド整備に1年かかる予定です。</p>

7 義務教育学校について

(1) 教育内容について

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>施設分離型の小中一貫校では成果は出ないのか。カリキュラム等もこれから検討するのに、成果が上がるというのが理解できない。動向がわからない小中一貫教育で実験的に扱われるのはやめていただきたい。</p>	<p>これまで北区が実践してきた小中一貫教育について、学識経験者や校長先生などを含めた検討会を設けて検証し、サブファミリーを基本とした小中一貫教育をさらに進めるために、施設一体型の小中一貫校を設置するべきであるという方向性が出されました。これまでの一貫教育の延長線上に位置するもので、実験的なものとは考えていません。</p>
<p>一貫校になることでいじめが陰湿になったり発生率が高まることはないのか。</p>	<p>小中一貫校は生活指導の面で大きな成果が期待できると考えています。中1ギャップの解消を図り、不登校やいじめが増えることの無いように子どもたちを見守る体制をつくりたい。また、一定規模の児童・生徒数を確保し、多様な人間関係ができるような環境をつくりたいと考えています。</p>

(2) 全国での先行事例について

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>施設一体型小中一貫校は全国、都でどれくらいあるのか。</p>	<p>都では義務教育学校が品川区で6校あります。全国でもそう多くはない状況です。</p>
<p>ネットを調べると小中一貫校設置に対し反対運動等に発展している自治体がある。急いで始めなくても全体や国の施設一体型小中一貫校の動向がわかってから北区が設置を目指すという選択肢でよいのではないかと。</p>	<p>施設一体型小中一貫校の設置は、近隣住民の理解がなければできないことだと認識しています。住民と話し合いをしていく中で、理解を得られる計画に仕上げていくことが一番大切と考えています。</p>

### (3)カリキュラムについて

質問・意見の概要	回答の要旨
小中一貫の成果が見られない自治体もあるなかでカリキュラムは北区が作成するのか、文科省等が作成するのか。	カリキュラム等の教育の中身は、学識経験者等を中心に検討します。北区の校長等、教員の意見も取り入れてまいります。

### (4)指定校制度について

質問・意見の概要	回答の要旨
現在子どもが2年生、赤羽岩淵中の方が近いが、中学3年生から新校に入ることになるのか。	今の指定校制度は継続していきます。例えば、学区域が赤羽岩淵中に指定されていても、学校ファミリーという理由で神谷中に指定校変更はできます。どちらの中学校にも行けるように配慮したいと思います。

## 8 稲田小学校の跡地利用について

質問・意見の概要	回答の要旨
稲田小の跡地は何になるのか。	稲田小の跡地は、現状では未定であり、今後跡地利活用検討委員会で検討します。

## 9 慰霊碑について

質問・意見の概要	回答の要旨
神谷公園内には、戦没者慰霊碑及び神谷地区区画整理記念碑があり、特に慰霊碑については神谷2丁目中町会が毎年慰霊祭も行っている。移転に伴いこれら碑の取扱いや行事の継続についてどうするのか。	慰霊碑の移転は考えていません。慰霊碑が学校敷地内となった場合は、行事や参拝など現状が維持できるよう整備します。

## 10 学童クラブの設置について

質問・意見の概要	回答の要旨
学童クラブはどうなるのか。	学童クラブは学校の中に整備します。定員減は考えていません。放課後プランを含め、運営方式（直営または委託）についてはこれから検討します。

## 11 旧教育未来館を公園として利用することについて

質問・意見の概要	回答の要旨
旧教育未来館は今後どうするのか。旧教育未来館の半分を公園にすることはできないか。	神谷北つぼみ保育園の移転の計画は今のところありません。校舎は当面現状のままとなります。

## 12 神谷体育館の移設について

質問・意見の概要	回答の要旨
神谷体育館の移設はあるのか。	神谷体育館は廃止となる予定です。施設一体型小中一貫校の体育館を地区体育館に位置づけ、一般利用ができるようにします。

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校  
「全体構想」の協議方法について

○協議の進め方

基本方針を踏まえ、以下の項目について協議する。

(協議項目)

- 1 推進体制及びスケジュールについて
- 2 教育内容について
- 3 学校経営について
- 4 学校施設の概要について
- 5 学校施設の規模について
- 6 学校施設の配置について
- 7 学校施設整備の進め方について
- 8 周辺整備について
- 9 その他

	平成29年									平成30年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開校推進協議会			・第1回開催(6/29)		・第2回開催(8月上旬)	・第3回開催		・第4回開催	・第5回開催(予備)			
住民説明会		・基本方針説明会(3回)	・開催(6/17)	・開催(7/15)		・開催予定		・開催予定	・開催予定	・全体構想説明会予定		

※予定のため、変わることがあります。

(参考)学校施設等整備スケジュール(案)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
校舎等	全体構想策定	→								
	基本設計・実施設計		→							
	工事				→				新校開校	運動場開設
公園	都市計画変更		→							
	設計等					→				
	工事								→	